

## 第 4 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種 別	専決処分 報 告	予 算	条 例	その他	計
件 数	2	32	18	16	68

#### (2) 議案の名称

##### <専決処分報告>

- 報告第 1 号 平成 25 年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算（第 1 号）  
 報告第 2 号 訴えの提起（尼崎市私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付金償還金請求事件）

##### <予算>

（平成 26 年度予算）

- 議案第 1 号 平成 26 年度尼崎市一般会計予算  
 議案第 2 号 平成 26 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算  
 議案第 3 号 平成 26 年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費予算  
 議案第 4 号 平成 26 年度尼崎市特別会計育英事業費予算  
 議案第 5 号 平成 26 年度尼崎市特別会計農業共済事業費予算  
 議案第 6 号 平成 26 年度尼崎市特別会計都市整備事業費予算  
 議案第 7 号 平成 26 年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費予算  
 議案第 8 号 平成 26 年度尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費予算  
 議案第 9 号 平成 26 年度尼崎市特別会計母子及び寡婦福祉資金貸付事業費予算  
 議案第 10 号 平成 26 年度尼崎市特別会計青少年健全育成事業費予算  
 議案第 11 号 平成 26 年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算  
 議案第 12 号 平成 26 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算  
 議案第 13 号 平成 26 年度尼崎市特別会計駐車場事業費予算  
 議案第 14 号 平成 26 年度尼崎市特別会計廃棄物発電事業費予算  
 議案第 15 号 平成 26 年度尼崎市特別会計競艇場事業費予算  
 議案第 16 号 平成 26 年度尼崎市水道事業会計予算

- 議案第17号 平成26年度尼崎市工業用水道事業会計予算  
 議案第18号 平成26年度尼崎市自動車運送事業会計予算  
 議案第19号 平成26年度尼崎市下水道事業会計予算  
 (平成25年度補正予算)  
 議案第20号 平成25年度尼崎市一般会計予算(第6号)  
 議案第21号 平成25年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算(第2号)  
 議案第22号 平成25年度尼崎市特別会計農業共済事業費予算(第1号)  
 議案第23号 平成25年度尼崎市特別会計都市整備事業費予算(第1号)  
 議案第24号 平成25年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費予算(第1号)  
 議案第25号 平成25年度尼崎市特別会計青少年健全育成事業費予算(第1号)  
 議案第26号 平成25年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算(第2号)  
 議案第27号 平成25年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算(第1号)  
 議案第28号 平成25年度尼崎市特別会計駐車場事業費予算(第1号)  
 議案第29号 平成25年度尼崎市特別会計競艇場事業費予算(第1号)  
 議案第30号 平成25年度尼崎市工業用水道事業会計予算(第1号)  
 議案第31号 平成25年度尼崎市自動車運送事業会計予算(第2号)  
 議案第32号 平成25年度尼崎市下水道事業会計予算(第1号)  
 <条例>  
 議案第33号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について  
 議案第34号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第35号 尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第36号 尼崎市消防長及び消防署長の資格を定める条例について  
 議案第37号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について  
 議案第38号 尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例について  
 議案第39号 尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第40号 尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について  
 議案第41号 尼崎市社会教育委員に関する条例について  
 議案第42号 尼崎市民生委員の定数を定める条例について  
 議案第43号 尼崎市社会福祉施設等整備費補助金交付対象事業者選定委員会条例について  
 議案第44号 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第45号 尼崎市公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例について

議案第46号	尼崎市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
議案第47号	尼崎市営葬儀に関する条例を廃止する条例について
議案第48号	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
議案第49号	尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第50号	尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
＜その他＞	
議案第51号	包括外部監査契約の締結について
議案第52号	工事請負契約の変更について（城内高校校舎改修等工事）
議案第53号	工事請負契約の変更について（城内高校校舎改修等工事のうち機械設備工事）
議案第54号	工事請負契約について（浜田小学校北棟改築等工事）
議案第55号	工事請負契約について（園田小学校北棟改築等工事）
議案第56号	工事請負契約について（園田小学校北棟改築等工事のうち機械設備工事）
議案第57号	工事請負契約について（武庫中学校南棟耐震補強等工事）
議案第58号	工事請負契約の変更について（立花中学校北棟等耐震補強工事）
議案第59号	指定管理者の指定について（尼崎市墓園）
議案第60号	指定管理者の指定について（尼崎市立弥生ヶ丘斎場）
議案第61号	工事請負契約について（塚口保育所改築工事）
議案第62号	兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
議案第63号	尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について
議案第64号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
議案第65号	市道路線の認定及び廃止について
議案第66号	市有地の売却について

## 2 その他の報告

### (1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

その他の事故      3件      616, 610円

### 3 追加提出予定案件

#### <予算>

- ・ 平成25年度尼崎市一般会計補正予算（第7号）

#### <条例>

- ・ 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

#### <その他>

- ・ 工事請負契約について（成文小学校東棟改築等工事）
- ・ 工事請負契約について（成文小学校東棟改築等工事のうち電気設備工事）
- ・ 工事請負契約について（成文小学校東棟改築等工事のうち機械設備工事）
- ・ 工事請負契約について（園田小学校北棟改築等工事のうち電気設備工事）

#### <人事>

- ・ 尼崎市教育委員会の委員の任命
- ・ 尼崎市監査委員の選任
- ・ 尼崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任

第4回尼崎市議会定例会

# 議案説明資料



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	専決処分報告	番 号	報告第1号	所 管	地方卸売市場																
件 名	専決処分について(平成25年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算(第1号))																				
内 容																					
1	<p>専決理由</p> <p>地方卸売市場青果部卸売業者であった尼崎中央青果株式会社の業務停止に伴い、代行業務委託先の安定した集荷、品揃えの確保を図るため、緊急的に決済保証にかかる貸付を行うにあたり、事業費に不足が生じたことから、急施を必要としたので、補正予算について専決処分したものの。</p>																				
2	<p>専決処分日</p> <p>平成26年1月29日</p>																				
3	<p>補正予算の規模</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現在予算額</th> <th style="width: 33%;">補正予算額</th> <th style="width: 33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">387,518</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> <td style="text-align: center;">437,518</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	387,518	50,000	437,518										
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																			
387,518	50,000	437,518																			
4	<p>歳入歳出補正予算額</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 入</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 出</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰越金</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> <td>地方市場費</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">50,000</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	繰越金	50,000	地方市場費	50,000	合 計	50,000	合 計	50,000
歳 入		歳 出																			
款	補正予算額	款	補正予算額																		
繰越金	50,000	地方市場費	50,000																		
合 計	50,000	合 計	50,000																		
5	<p>補正予算の内容</p> <p>(1) 歳入歳出予算</p> <p>○ 地方市場費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卸売業務関係事業費 <span style="float: right;">50,000千円</span></li> </ul> <p>青果部卸売代行業務委託先の安定した集荷の確保を図るため、決済保証にかかる貸付を行うことに伴う補正。</p>																				







&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	予 算	番 号	議案第1号～第19号	所 管	—
件 名	平成26年度 当初予算				
内 容					
(単位：千円)					
	区 分		当初予算額		前年度比
一	般 会 計		199,810,000		101.6%
特	別 会 計		183,996,719		95.8%
	国民健康保険事業費		54,566,098		99.0%
	地方卸売市場事業費		465,997		120.3%
	育英事業費		9,110		104.4%
	農業共済事業費		19,801		101.5%
	都市整備事業費		1,313,908		68.4%
	公共用地先行取得事業費		4,411,463		82.8%
	公害病認定患者救済事業費		51,673		97.4%
	母子及び寡婦福祉資金貸付事業費		31,280		133.9%
	青少年健全育成事業費		7,142		104.3%
	介護保険事業費		36,308,484		106.5%
	後期高齢者医療事業費		4,928,537		106.6%
	駐車場事業費		310,099		87.8%
	廃棄物発電事業費		824,212		130.2%
	競艇場事業費		80,748,915		90.1%
企	業 会 計		39,270,143		109.6%
	水道事業		12,692,602		111.1%
	工業用水道事業		2,460,198		112.7%
	自動車運送事業		2,939,834		99.5%
	下水道事業		21,177,509		110.0%
	合 計		423,076,862		99.6%



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	予 算	番 号	議案第20号～第32号	所 管	—
件 名	平成25年度 補正予算				
内 容					
(単位：千円)					
区 分			補正予算額		
一	般	会	計 (第6号)	△ 13,599,989	
特	別	会	計	△ 3,548,175	
			国民健康保険事業費 (第2号)	615,992	
			農業共済事業費 (第1号)	△ 369	
			都市整備事業費 (第1号)	△ 1,483,713	
			公共用地先行取得事業費 (第1号)	—	
			青少年健全育成事業費 (第1号)	1,430	
			介護保険事業費 (第2号)	△ 243,939	
			後期高齢者医療事業費 (第1号)	159,324	
			駐車場事業費 (第1号)	4,337	
			競艇場事業費 (第1号)	△ 2,601,237	
企	業	会	計	△ 166,508	
			工業用水道事業 (第1号)	725	
			自動車運送事業 (第2号)	△ 6,176	
			下水道事業 (第1号)	△ 161,057	



## 平成25年度 2月補正の概要

### ○ 一般会計補正予算（補正6号）

#### （補正予算の内容）

歳入において、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税が約20億円、法人市民税等の市税が6億円の増、また、歳出全般の執行残などの減に加え、平成24年度の補正予算との重複計上分の減など歳入・歳出全般にわたり、決算見込みに基づき整理することにより、財源対策として現在措置している基金繰入金約39億円を全額削減するとともに、現時点における剰余見込額約2億円を減債基金へ積み立てる。

#### （歳入の主なもの）

- |                                       |             |
|---------------------------------------|-------------|
| ① 地方交付税の増（臨時財政対策債含む）                  | 2,023 百万円   |
| ② 学校施設環境改善交付金                         | △ 1,122 百万円 |
| ③ 財政調整基金・減債基金・公共施設整備基金の取崩を全額削減（財源対策分） | △ 3,868 百万円 |

#### （歳出の主なもの）

- |   |             |
|---|-------------|
| ① 学校施設耐震化事業費・長洲久々知線立体交差等道路整備事業費など平成24年度補正予算との重複計上分の調整 | △ 7,572 百万円 |
| ② 公共用地先行取得事業費会計繰出金の減                                  | △ 1,862 百万円 |
| ③ 投資的経費、経常経費の執行差金、契約差金、不用見込みとなる経費の減額補正                |             |

### 1 補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
198,857,230	△ 13,599,989	185,257,241

### 2 歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
市税	600,000	議会費	△ 50,554
地方交付税	2,444,971	総務費	△ 37,466
使用料及び手数料	△ 4,284	民生費	△ 470,926
国庫支出金	△ 1,744,419	衛生費	△ 145,736
県支出金	△ 347,326	労働費	1,911
財産収入	△ 118,196	農林水産業費	△ 947
寄付金	6,859	商工費	△ 509,206
繰入金	△ 3,849,389	土木費	△ 3,150,730
諸収入	△ 564,615	消防費	△ 39,215
市債	△ 10,023,590	教育費	△ 8,852,472
		公債費	△ 384,184
		諸支出金	39,536
合 計	△ 13,599,989	合 計	△ 13,599,989

### 3 主な事業（50,000千円以上の増減のあるもの）

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	学校施設耐震化事業費	△ 8,803,922
2	公共用地先行取得事業費会計繰出金	△ 1,861,959
3	長洲久々知線立体交差等道路整備事業費	△ 878,702
4	中小企業資金融資制度関係事業費	△ 505,781
5	人件費	△ 425,763
6	市債利子	△ 300,253
7	地域介護・福祉空間整備等事業費	△ 216,108
8	戸ノ内地区整備事業費	△ 196,851
9	道路橋りょう新設改良事業費	△ 194,869
10	特別養護老人ホーム等整備事業費	△ 178,200
11	介護保険事業費会計繰出金	△ 108,209
12	生活保護扶助費	△ 101,786
13	法人保育園基準運営費	△ 101,610
14	後期高齢者医療療養給付費負担金	△ 91,220
15	選挙執行関係事業費	△ 73,500
16	公害病補償事業費	△ 70,449
17	予防接種事業費	△ 64,801
18	市債償還金	△ 58,848
19	道路橋りょう維持管理事業費	△ 57,900
20	市営住宅維持整備事業費	△ 53,250
21	本庁舎整備事業費	△ 52,872
22	臨時職員賃金等	118,778
23	市立定時制高等学校教育の推進事業費	119,553
24	尼崎21世紀の森魅力アップ事業費	200,000
25	税外収入還付金	345,400
26	国民健康保険事業費会計繰出金	456,140
27	減債基金積立金	40,128

### 4 繰越明許費の補正

（追 加）

（単位：千円）

No.	事 業 名	補 正 額
1	地域防災計画等見直し事業	16,170
2	防災対策等事業	11,340
3	社会福祉施設等施設整備費補助金	136,730
4	地域介護・福祉空間整備等事業	126,000
5	特別養護老人ホーム等整備事業	15,000
6	総合センター整備事業	25,763
7	保育環境改善事業	117,335
8	庄下川都市基盤河川改修事業	324,000
9	緑の基本計画改定事業	3,990
10	長洲久々知線立体交差等道路整備事業	664,354
11	市営住宅維持整備事業	9,106
12	戸ノ内地区改良事業	405,428
13	兵庫衛星通信ネットワーク更新事業	8,040
14	市立定時制高等学校教育の推進事業	755,282

（変更）

（単位：千円）

No.	事 業 名	補 正 額	
1	学校施設耐震化事業（小学校）	（補正前）	280,000
		（補正額）	76,439
		（補正後）	356,439

## 5 債務負担行為の補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	平成25年度における地方債証券の共同発行について、平成25年度以降平成31年度までの間、元金2,400,000千円及びこれに対する利子相当額の債務を連帯して負うものとする。	

## 6 市債の補正

(変更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
防災対策事業費	限度額 23,000	限度額 34,300

## ○ 特別会計補正予算 (9会計)

△ 3,548,175 千円

### 1 国民健康保険事業費 (補正2号)

615,992 千円

(単位：千円)

No.	事 項	補 正 額
1	人件費	△ 14,345
2	療養給付費負担金等返還金	623,238
3	臨時職員賃金等	7,099

### 2 農業共済事業費 (補正1号)

△ 369 千円

(単位：千円)

No.	事 項	補 正 額
1	人件費	△ 369

### 3 都市整備事業費 (補正1号)

△ 1,483,713 千円

(単位：千円)

No.	事 項	補 正 額
1	一般会計繰出金	△ 1,481,034
2	公共施設整備基金積立金	△ 2,679

### 4 公共用地先行取得事業費 (補正1号)

(単位：千円)

No.	事 項	補 正 額
1	不動産売払収入	1,861,959
2	一般会計繰入金	△ 1,861,959

5 青少年健全育成事業費（補正1号） 1,430 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	青少年健全育成基金積立金	1,430

6 介護保険事業費（補正2号） △ 243,939 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	人件費	△ 14,709
2	介護サービス等給付費	△ 550,070
3	高齢者二次予防事業費	△ 13,723
4	主治医意見書支払費	△ 9,400
5	認定調査委託料	△ 7,566
6	審査支払手数料	△ 2,389
7	介護相談員派遣事業費	△ 1,291
8	介護給付費準備基金積立金	350,885
9	一般管理費（人件費除く）	3,176
10	高額介護サービス費	1,148

7 後期高齢者医療事業費（補正1号） 159,324 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	後期高齢者医療広域連合納付金	159,324

8 駐車場事業費（補正1号） 4,337 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	指定管理者管理運営事業費	4,900
2	指定管理関係経費	△ 563

9 競艇場事業費（補正1号） △ 2,601,237 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	人件費	△ 7,528
2	場外発売受託事業費	△ 2,395,440
3	勝舟投票券払戻金	△ 607,356
4	地方公共団体金融機構納付金	△ 340,905
5	開催運営事業費	△ 37,139
6	全国モータース競走施行者協議会等負担金	△ 10,678
7	競艇場管理費（人件費除く）	△ 282
8	場外発売委託事業費	520,941
9	競艇場施設整備等基金費	200,000
10	日本財団交付金	60,444
11	モータースポーツ競走会交付金	16,111
12	競艇場事業等調整基金費	595

## ○ 企業会計補正予算（3会計）

△ 166,508 千円

## 1 工業用水道事業会計（補正1号）

725 千円

（単位：千円）

No.	事業名	補正額
1	支払利息	1,632
2	物件費その他	△ 907

## 2 自動車運送事業会計（補正2号）

△ 6,176 千円

（単位：千円）

No.	事業名	補正額
1	物件費その他	34,721
2	職員給与費	△ 37,720
3	支払利息	△ 960
4	特別損失	△ 2,209
5	建設改良費	△ 8

## 3 下水道事業会計（補正1号）

△ 161,057 千円

（単位：千円）

No.	事業名	補正額
1	物件費その他	35,581
2	職員給与費	7,084
3	建設改良費	△ 203,722



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第33号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について				
<b>内 容</b>					
1 改正理由 事務事業の執行体制の適正化等により、職員定数の増員を行う。また、併せて兼職や併任等に係る定数の取扱いを明記するため、規定の整備を行う。					
2 主な改正内容 (1) 第2条第1項の職員の定数を次の表のとおり改める。					
部 局		改正	現行	増減	
市長の事務部局の職員 [うち、福祉事務所の職員]		1,970 [144]	1,955 [136]	15 [8]	
選挙管理委員会の事務部局の職員		8	10	△ 2	
農業委員会の事務部局の職員		1	2	△ 1	
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員		294	295	△ 1	
教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員		255	257	△ 2	
(参考)					
その他改正を行わなかった部局		765	765	0	
条例定数の総数		3,293	3,284	9	
(2) 第2条第3項として、兼職や併任など、職員を、その職を保有させたまま他の職(消防団員を除く。)に任命する場合における当該他の職の数について、職員の定数として算定しない旨の規定を加える。					
3 職員定数増減(+9)の主な内訳					
市長事務部局 (+15)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所民間移管</li> <li>・ 空き家対策推進事業への対応</li> <li>・ 社会保障・税番号制度等への対応</li> <li>・ 市税収入率の向上に係る取組への対応</li> <li>・ 生活保護業務への対応</li> <li>・ 子ども・子育て支援新制度への対応 など</li> </ul>			
選挙管理委員会事務部局 (△2)		・ 選挙業務の執行体制の見直し			
農業委員会事務部局 (△1)		・ 農業委員会業務の執行体制の見直し			
教育委員会事務部局 (△1)		・ 定時制高校の見直し など			
教育委員会教員 (△2)		・ 市立全日制高等学校の見直し			
4 施行期日 平成26年4月1日					

尼崎市職員定数条例

改正後	現 行
<p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,970</u> 人 うち福祉事務所の職員 <u>144</u> 人</p> <p>(2) 水道局の職員 164 人</p> <p>(3) 交通局の職員 144 人</p> <p>(4) 議会の事務部局の職員 19 人</p> <p>(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>8</u> 人</p> <p>(6) 監査委員の事務部局の職員 12 人</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 <u>1</u> 人</p> <p>(8) 公平委員会の事務部局の職員 1 人</p> <p>(9) 消防部局の職員 消防職員 425 人 消防団員 1,000 人 計 1,425 人</p> <p>(10) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 <u>294</u> 人</p> <p>(11) 教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員 <u>255</u> 人 休職又は休務中の職員は、前項に規定する定数の外に置くものとする。</p> <p><u>職員を、その職を保有させたまま他の職(消防団員を除く。以下同じ。)に任命する場合における当該他の職の数は、第 1 項に規定する定数との関係では、当該他の職の属する部局における人数として算定しない。</u></p> <p>任命権者は必要に応じ第 1 項の定数の外に臨時事業に対して臨時の職員を雇傭することができる。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,955</u> 人 うち福祉事務所の職員 <u>136</u> 人</p> <p>(2) 水道局の職員 164 人</p> <p>(3) 交通局の職員 144 人</p> <p>(4) 議会の事務部局の職員 19 人</p> <p>(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>10</u> 人</p> <p>(6) 監査委員の事務部局の職員 12 人</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 <u>2</u> 人</p> <p>(8) 公平委員会の事務部局の職員 1 人</p> <p>(9) 消防部局の職員 消防職員 425 人 消防団員 1,000 人 計 1,425 人</p> <p>(10) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 <u>295</u> 人</p> <p>(11) 教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員 <u>257</u> 人 休職又は休務中の員数は定員外とする。</p> <p>任命権者は必要に応じ第 1 項の定数の外に臨時事業に対して臨時の職員を雇傭することができる。</p>

&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第34号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について				
<b>内 容</b>					
<p>1 改正理由</p> <p>(1) 人事評価結果の給与処遇への反映  人材育成や組織力強化、職員モチベーションの向上等を目的とした人事評価の活用方策の一つとして、その評価結果を給与処遇（昇給及び勤勉手当）へ反映させることに伴い、所要の整備を行う。</p> <p>(2) 課長補佐の廃止  課長補佐については、課長を助け、一定の事務を総括整理することを職責とし、昭和62年から係長事務取扱として任命してきたが、団塊の世代の退職や職員数の縮減等により歪な職員構成の是正が進み、昇任の停滞というかつての課題が解消されたことから、廃止するため、所要の整備を行う。</p> <p>(3) 高等学校における主幹教諭の設置  高等学校における組織運営体制の一層の充実を図るため、学校運営上の基本的な校務や教職員の資質及び能力の向上等に関する責任者としての業務を担う者として、新たに主幹教諭を設置することに伴い、所要の整備を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 昇給判定基準の変更（第9条関係）  人事評価を昇給に反映させるに当たっては、昇給日前2年以内に実施された勤務成績の評定の結果等を基準とする。</p> <p>(2) 勤勉手当基礎額の改正（第21条関係）  人事評価を勤勉手当に反映させる原資とするため、現在、勤勉手当の算定の基となる勤勉手当基礎額に含まれている扶養手当相当分を、同基礎額から除く。</p> <p>(3) 行政職及び消防職に係る昇格時号給対応表の改正（第5条、別表第10関係）  課長補佐の廃止に伴い、今後、係長（4級）から課長（6級）への昇格が生じることから、それに対応した昇格時号給対応表を設定する。</p> <p>(4) 教育職給料表(一)等の改正（第6条、別表第2・10関係）  主幹教諭の設置に伴い、教育職給料表(一)及び教育職給料表(一)昇格時号給対応表について、新たに主幹教諭に係る職務の級の追加等を行う。</p> <p>3 施行期日  平成26年4月1日  ただし、上記2(2)に係る改正については平成28年4月1日</p>					

## 尼崎市職員の給与に関する条例

### 改正後

(昇格)

第5条 1 略

2 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの(市長の承認を得て教育委員会が指定する職員に限る。以下「特定2級教育職員」という。)を昇格させる場合における前項の規定の適用については、同項中「1級」とあるのは、「2級」とする。

3 職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度心身障害の状態となった場合は、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、昇格させることができる。

第6条 前条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表に係る別表第10アからキまでのいずれかに定める昇格時号給対応表において、その者が昇格した日の前日に受けていた同表の左欄に掲げる号給の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる号給(その昇格後の職務の級におけるものに限る。)とする。

2 前条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により特定2級教育職員を昇格させた場合における前項の規定の適用については、1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第1項の規定により定められる職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、昭和38年4月1日以降において降格(職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)した職員を、その降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、市長が別に定める。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、市規則で定める日に、同日前2年(市長が別に定める職員にあつては、市長が別に定める期間)内に実施された勤務成績の評定の結果等に基づき行うものとする。

2・3 略

4 職員の昇給は、その職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5・6 略

(期末手当及び勤勉手当)

第21条 1～5 略

6 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員に支給される勤勉手当の総額は、当該号に定める額を超えてはならない。

(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の第2項の期末手当基礎額に相当する額(以下「期末手当基礎額相当額」という。)に100分の67.5を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の期末手当基礎額相当額に100分の32.5

現 行

(昇格)

第5条 1 略

2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度心身障害の状態となった場合は、前項の規定にかかわらず、昇格させることができる。

第6条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第10に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前項の規定により定められる職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、昭和38年4月1日以降において降格(職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)した職員を、その降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、市長が定める号給とする。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、市規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2・3 略

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5・6 略

(期末手当及び勤勉手当)

第21条 1～5 略

6 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次に掲げる職員に支給される勤勉手当の総額は、当該号に定める額を超えてはならない。

(1) 第1項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の67.5を乗じて得た額の総額

(2) 第1項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5を乗じ

を乗じて得た額の総額

7 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料月額及び地域手当の月額から扶養手当の月額に対する地域手当の月額を控除した額の合計額とする。

8 略

付 則

(昇給の特例)

28 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、職員の昇給は、第9条の規定にかかわらず、市規則で定める日に、同日前1年（市長が別に定める職員にあっては、市長が別に定める期間）内に実施された勤務成績の評定の結果等に基づき、市規則で定めるところにより、行うものとする。

29 第9条第4項及び第5項の規定は、前項の規定により行われる昇給について準用する。

30～37 略

38 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、教育職給料表(一)の適用を受ける職員(市長が指定する職員を除く。以下この項において「高校教諭等」という。)又は教育職給料表(二)の適用を受ける職員(その職務の級が1級である職員を除く。)に支給される給料の月額は、給料月額に100分の97(高校教諭等でその職務の級が1級であるものにあつては100分の98、高校教諭等(再任用職員を除く。))でその職務の級が4級又は5級であるものにあつては100分の96)を乗じて得た額とする。ただし、第11条第2項、第12条の2第2項、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第18条第2項並びに第21条第4項、第5項及び第7項、尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例第3条第1項並びに尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで、第6条から第6条の3まで及び第6条の5の規定を適用する場合は、この限りでない。

39～42 略

43 付則第41項(前項の規定によりみなして適用する場合を含む。付則第45項において同じ。)の規定による住居手当(以下この項から付則第46項までにおいて「住居手当」という。)の支給を受けることができる期間は、初めて住居手当の支給を受けた日の属する月から起算して36月を経過する月までとする。

44 略

45 既に住居手当の支給を受けたことがある職員で、付則第43項に規定する期間(前項の規定による延長後の期間を含む。)を経過しているものについては、付則第41項の規定は、適用しない。

46 付則第41項から前項までに規定するもののほか、住居手当の支給について必要な事項は、市規則で規定する。

47～61 略

て得た額の総額

7 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料月額並びに扶養手当及び地域手当の月額の合計額とする。

8 略

付 則

28～35 略

36 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に限り、教育職給料表(一)の適用を受ける職員(市長が指定する職員を除く。以下この項において「高校教諭等」という。)又は教育職給料表(二)の適用を受ける職員(その属する職務の級が1級である職員を除く。)に支給される給料の月額は、給料月額に100分の97(高校教諭等でその属する職務の級が1級であるものにあつては100分の98、高校教諭等(再任用職員を除く。))でその属する職務の級が3級又は4級であるものにあつては100分の96)を乗じて得た額とする。ただし、第11条第2項、第12条の2第2項、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第18条第2項並びに第21条第4項、第5項及び第7項、尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例第3条第1項並びに尼崎市教育職員の退職手当に関する条例第3条から第5条の3まで、第6条から第6条の3まで及び第6条の5の規定を適用する場合は、この限りでない。

37～40 略

41 付則第39項(前項の規定によりみなして適用する場合を含む。付則第43項において同じ。)の規定による住居手当(以下この項から付則第44項までにおいて「住居手当」という。)の支給を受けることができる期間は、初めて住居手当の支給を受けた日の属する月から起算して36月を経過する月までとする。

42 略

43 既に住居手当の支給を受けたことがある職員で、付則第41項に規定する期間(前項の規定による延長後の期間を含む。)を経過しているものについては、付則第39項の規定は、適用しない。

44 付則第39項から前項までに規定するもののほか、住居手当の支給について必要な事項は、市規則で規定する。

45～59 略

## 別表第2

## 教育職給料表

## ア 教育職給料表(-)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	<u>265,800</u>	330,600	422,000
	2	150,300	166,500	<u>268,400</u>	332,900	423,800
	3	151,800	168,600	<u>270,900</u>	335,200	425,600
	4	153,300	170,800	<u>273,400</u>	337,500	427,400
	5	154,900	172,800	<u>275,900</u>	339,800	429,100
	6	156,800	175,000	<u>278,500</u>	342,100	430,700
	7	158,600	177,200	<u>281,100</u>	344,400	432,600
	8	160,400	179,400	<u>283,700</u>	346,700	434,500
	9	162,200	181,700	<u>286,200</u>	348,900	436,300
	10	164,300	184,500	<u>288,800</u>	351,100	438,100
	11	166,300	187,200	<u>291,500</u>	353,300	440,000
	12	168,300	189,900	<u>294,200</u>	355,500	441,900
	13	170,300	192,800	<u>296,900</u>	357,700	443,600
	14	172,500	194,500	<u>299,800</u>	359,700	445,500
	15	174,700	196,200	<u>302,700</u>	361,800	447,400
	16	176,900	197,900	<u>305,600</u>	363,900	449,300
	17	179,200	199,700	<u>308,400</u>	365,900	451,100
	18	181,800	201,400	<u>311,100</u>	367,900	453,000
	19	184,300	203,100	<u>313,800</u>	369,900	454,900
	20	186,800	204,800	<u>316,500</u>	371,900	456,800
	21	189,300	206,600	<u>319,200</u>	374,000	458,400
	22	191,000	208,500	<u>321,500</u>	376,000	460,300
	23	192,700	210,400	<u>323,800</u>	378,000	462,200
	24	194,400	212,300	<u>326,100</u>	380,000	464,000
	25	195,900	214,000	<u>328,200</u>	381,600	465,700
	26	197,600	216,000	<u>330,400</u>	383,500	467,400
	27	199,300	218,000	<u>332,700</u>	385,400	469,100
	28	201,000	220,000	<u>335,000</u>	387,300	470,800
	29	202,500	221,900	<u>337,100</u>	389,200	472,600
	30	204,200	224,600	<u>339,400</u>	391,200	474,300
	31	205,900	227,300	<u>341,700</u>	393,200	475,900
	32	207,600	230,000	<u>344,000</u>	395,200	477,600
	33	209,200	232,800	<u>346,100</u>	397,100	479,300
	34	211,000	235,700	<u>348,300</u>	398,800	480,300
	35	212,800	238,600	<u>350,500</u>	400,500	481,300
	36	214,600	241,500	<u>352,700</u>	402,300	482,300
	37	216,300	244,300	<u>354,700</u>	403,500	483,400
	38	218,100	247,100	<u>356,800</u>	405,000	484,400
	39	219,900	249,900	<u>358,900</u>	406,400	485,400
	40	221,700	252,700	<u>361,000</u>	407,900	486,400
	41	223,600	255,500	<u>363,200</u>	409,600	487,500
	42	225,400	258,100	<u>365,300</u>	411,000	488,500
	43	227,200	260,700	<u>367,300</u>	412,400	489,500
	44	229,000	263,300	<u>369,400</u>	414,000	490,500
45	230,900	265,700	<u>371,000</u>	415,700	491,600	

## 別表第2

## 教育職給料表

## ア 教育職給料表(-)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	148,800	164,400	330,600	422,000
	2	150,300	166,500	332,900	423,800
	3	151,800	168,600	335,200	425,600
	4	153,300	170,800	337,500	427,400
	5	154,900	172,800	339,800	429,100
	6	156,800	175,000	342,100	430,700
	7	158,600	177,200	344,400	432,600
	8	160,400	179,400	346,700	434,500
	9	162,200	181,700	348,900	436,300
	10	164,300	184,500	351,100	438,100
	11	166,300	187,200	353,300	440,000
	12	168,300	189,900	355,500	441,900
	13	170,300	192,800	357,700	443,600
	14	172,500	194,500	359,700	445,500
	15	174,700	196,200	361,800	447,400
	16	176,900	197,900	363,900	449,300
	17	179,200	199,700	365,900	451,100
	18	181,800	201,400	367,900	453,000
	19	184,300	203,100	369,900	454,900
	20	186,800	204,800	371,900	456,800
	21	189,300	206,600	374,000	458,400
	22	191,000	208,500	376,000	460,300
	23	192,700	210,400	378,000	462,200
	24	194,400	212,300	380,000	464,000
	25	195,900	214,000	381,600	465,700
	26	197,600	216,000	383,500	467,400
	27	199,300	218,000	385,400	469,100
	28	201,000	220,000	387,300	470,800
	29	202,500	221,900	389,200	472,600
	30	204,200	224,600	391,200	474,300
	31	205,900	227,300	393,200	475,900
	32	207,600	230,000	395,200	477,600
	33	209,200	232,800	397,100	479,300
	34	211,000	235,700	398,800	480,300
	35	212,800	238,600	400,500	481,300
	36	214,600	241,500	402,300	482,300
	37	216,300	244,300	403,500	483,400
	38	218,100	247,100	405,000	484,400
	39	219,900	249,900	406,400	485,400
	40	221,700	252,700	407,900	486,400
	41	223,600	255,500	409,600	487,500
	42	225,400	258,100	411,000	488,500
	43	227,200	260,700	412,400	489,500
	44	229,000	263,300	414,000	490,500
45	230,900	265,700	415,700	491,600	

46	232,600	268,300	<u>372,800</u>	417,000	492,600
47	234,300	270,800	<u>374,600</u>	418,600	493,600
48	236,000	273,300	<u>376,400</u>	420,200	494,600
49	237,600	275,800	<u>378,200</u>	421,900	495,700
50	239,300	278,400	<u>379,800</u>	423,300	496,700
51	241,000	281,000	<u>381,400</u>	424,900	497,700
52	242,700	283,600	<u>383,000</u>	426,500	498,700
53	244,100	286,100	<u>384,700</u>	428,200	499,800
54	245,800	288,700	<u>386,400</u>	429,700	500,800
55	247,400	291,200	<u>388,100</u>	431,300	501,800
56	249,100	293,700	<u>389,800</u>	432,900	502,800
57	250,600	296,000	<u>391,000</u>	434,500	503,900
58	252,200	298,700	<u>392,500</u>	436,100	
59	253,800	301,400	<u>394,000</u>	437,600	
60	255,400	304,100	<u>395,500</u>	439,200	
61	257,000	306,600	<u>397,000</u>	440,800	
62	258,600	309,100	<u>398,500</u>	442,400	
63	260,200	311,600	<u>400,000</u>	443,900	
64	261,700	314,100	<u>401,600</u>	445,500	
65	263,200	316,500	<u>403,000</u>	447,200	
66	264,900	318,700	<u>404,100</u>	448,700	
67	266,500	320,900	<u>405,300</u>	450,300	
68	268,200	323,100	<u>406,600</u>	451,900	
69	269,700	325,400	<u>407,800</u>	453,500	
70	271,200	327,600	<u>409,000</u>	455,100	
71	272,700	329,800	<u>410,300</u>	456,700	
72	274,200	331,900	<u>411,600</u>	458,300	
73	275,500	334,100	<u>412,500</u>	459,800	
74	276,900	336,300	<u>413,700</u>	460,800	
75	278,300	338,500	<u>414,900</u>	461,800	
76	279,700	340,700	<u>416,100</u>	462,800	
77	281,100	342,900	<u>417,200</u>	463,600	
78	282,300	345,100	<u>418,200</u>	464,600	
79	283,500	347,300	<u>419,200</u>	465,600	
80	284,700	349,500	<u>420,200</u>	466,600	
81	286,000	351,500	<u>421,300</u>	467,400	
82	287,200	353,600	<u>422,200</u>	468,400	
83	288,400	355,700	<u>423,100</u>	469,400	
84	289,600	357,800	<u>424,000</u>	470,400	
85	290,900	359,600	<u>424,700</u>	471,200	
86	292,100	361,500	<u>425,500</u>	472,200	
87	293,300	363,500	<u>426,400</u>	473,200	
88	294,500	365,400	<u>427,200</u>	474,200	
89	295,700	367,400	<u>427,900</u>	475,000	
90	296,900	369,100	<u>428,400</u>	476,000	
91	298,100	370,800	<u>428,900</u>	477,000	
92	299,300	372,500	<u>429,500</u>	478,000	
93	300,100	374,200	<u>429,900</u>	478,800	
94	301,300	375,700	<u>430,500</u>		
95	302,500	377,200	<u>431,100</u>		
96	303,700	378,700	<u>431,700</u>		
97	304,700	379,800	<u>432,100</u>		
98	305,800	381,200	<u>432,600</u>		
99	306,900	382,600	<u>433,100</u>		
100	308,000	384,000	<u>433,600</u>		

46	232,600	268,300	417,000	492,600
47	234,300	270,800	418,600	493,600
48	236,000	273,300	420,200	494,600
49	237,600	275,800	421,900	495,700
50	239,300	278,400	423,300	496,700
51	241,000	281,000	424,900	497,700
52	242,700	283,600	426,500	498,700
53	244,100	286,100	428,200	499,800
54	245,800	288,700	429,700	500,800
55	247,400	291,200	431,300	501,800
56	249,100	293,700	432,900	502,800
57	250,600	296,000	434,500	503,900
58	252,200	298,700	436,100	
59	253,800	301,400	437,600	
60	255,400	304,100	439,200	
61	257,000	306,600	440,800	
62	258,600	309,100	442,400	
63	260,200	311,600	443,900	
64	261,700	314,100	445,500	
65	263,200	316,500	447,200	
66	264,900	318,700	448,700	
67	266,500	320,900	450,300	
68	268,200	323,100	451,900	
69	269,700	325,400	453,500	
70	271,200	327,600	455,100	
71	272,700	329,800	456,700	
72	274,200	331,900	458,300	
73	275,500	334,100	459,800	
74	276,900	336,300	460,800	
75	278,300	338,500	461,800	
76	279,700	340,700	462,800	
77	281,100	342,900	463,600	
78	282,300	345,100	464,600	
79	283,500	347,300	465,600	
80	284,700	349,500	466,600	
81	286,000	351,500	467,400	
82	287,200	353,600	468,400	
83	288,400	355,700	469,400	
84	289,600	357,800	470,400	
85	290,900	359,600	471,200	
86	292,100	361,500	472,200	
87	293,300	363,500	473,200	
88	294,500	365,400	474,200	
89	295,700	367,400	475,000	
90	296,900	369,100	476,000	
91	298,100	370,800	477,000	
92	299,300	372,500	478,000	
93	300,100	374,200	478,800	
94	301,300	375,700		
95	302,500	377,200		
96	303,700	378,700		
97	304,700	379,800		
98	305,800	381,200		
99	306,900	382,600		
100	308,000	384,000		

101	308,900	385,300	<u>434,100</u>		
102	310,000	386,600	<u>434,600</u>		
103	311,100	387,900	<u>435,100</u>		
104	312,200	389,200	<u>435,600</u>		
105	312,800	390,600	<u>436,200</u>		
106	313,700	391,800	<u>436,700</u>		
107	314,500	393,100	<u>437,200</u>		
108	315,300	394,400	<u>437,700</u>		
109	316,200	395,800	<u>438,300</u>		
110	316,700	396,800	<u>438,800</u>		
111	317,200	397,900	<u>439,300</u>		
112	317,700	399,000	<u>439,800</u>		
113	318,300	399,900	<u>440,400</u>		
114	318,800	400,900	<u>440,900</u>		
115	319,300	402,000	<u>441,400</u>		
116	319,800	403,100	<u>441,900</u>		
117	320,400	403,900	<u>442,500</u>		
118	320,900	404,900	<u>443,000</u>		
119	321,400	405,900	<u>443,500</u>		
120	321,900	406,900	<u>444,000</u>		
121	322,400	407,800	<u>444,600</u>		
122	322,800	408,700			
123	323,300	409,600			
124	323,800	410,500			
125	324,400	411,100			
126	324,800	411,900			
127	325,200	412,700			
128	325,600	413,500			
129	325,900	414,300			
130	326,300	415,100			
131	326,700	415,800			
132	327,100	416,600			
133	327,300	417,200			
134	327,500	417,700			
135	327,800	418,200			
136	328,100	418,700			
137	328,400	419,100			
138	328,600	419,600			
139	328,900	420,100			
140	329,200	420,600			
141	329,400	421,000			
142	329,700	421,500			
143	330,000	422,000			
144	330,300	422,500			
145	330,600	422,900			
146	330,900	423,400			
147	331,200	423,900			
148	331,500	424,400			
149	331,700	424,800			
150	331,900	425,300			
151	332,200	425,800			
152	332,500	426,300			
153	332,700	426,700			
154	333,000	427,200			
155	333,300	427,700			

101	308,900	385,300		
102	310,000	386,600		
103	311,100	387,900		
104	312,200	389,200		
105	312,800	390,600		
106	313,700	391,800		
107	314,500	393,100		
108	315,300	394,400		
109	316,200	395,800		
110	316,700	396,800		
111	317,200	397,900		
112	317,700	399,000		
113	318,300	399,900		
114	318,800	400,900		
115	319,300	402,000		
116	319,800	403,100		
117	320,400	403,900		
118	320,900	404,900		
119	321,400	405,900		
120	321,900	406,900		
121	322,400	407,800		
122	322,800	408,700		
123	323,300	409,600		
124	323,800	410,500		
125	324,400	411,100		
126	324,800	411,900		
127	325,200	412,700		
128	325,600	413,500		
129	325,900	414,300		
130	326,300	415,100		
131	326,700	415,800		
132	327,100	416,600		
133	327,300	417,200		
134	327,500	417,700		
135	327,800	418,200		
136	328,100	418,700		
137	328,400	419,100		
138	328,600	419,600		
139	328,900	420,100		
140	329,200	420,600		
141	329,400	421,000		
142	329,700	421,500		
143	330,000	422,000		
144	330,300	422,500		
145	330,600	422,900		
146	330,900	423,400		
147	331,200	423,900		
148	331,500	424,400		
149	331,700	424,800		
150	331,900	425,300		
151	332,200	425,800		
152	332,500	426,300		
153	332,700	426,700		
154	333,000	427,200		
155	333,300	427,700		

	156	333,600	428,200			
	157	333,800	428,600			
	158	334,100	429,100			
	159	334,400	429,600			
	160	334,700	430,100			
	161	334,900	430,500			
	162	335,200	431,000			
	163	335,500	431,500			
	164	335,800	432,000			
	165	336,000	432,400			
	166	336,300	432,900			
	167	336,600	433,400			
	168	336,900	433,900			
	169	337,100	434,300			
再任用職員		234,000	277,500	<u>305,100</u>	335,400	421,200

備考

- (1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手及び講師並びに特別支援学校に勤務する実習助手に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額を、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第10

ア 行政職給料表昇格時号給対応表(1)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員の職務の級が第5条第1項の規定により決定される場合について適用する。

イ 行政職給料表昇格時号給対応表(2)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
<u>1</u>	<u>1</u>
<u>2</u>	<u>1</u>
<u>3</u>	<u>1</u>
<u>4</u>	<u>1</u>
<u>5</u>	<u>1</u>
<u>6</u>	<u>1</u>
<u>7</u>	<u>1</u>
<u>8</u>	<u>1</u>
<u>9</u>	<u>1</u>
<u>10</u>	<u>1</u>
<u>11</u>	<u>1</u>
<u>12</u>	<u>1</u>

	156	333,600	428,200		
	157	333,800	428,600		
	158	334,100	429,100		
	159	334,400	429,600		
	160	334,700	430,100		
	161	334,900	430,500		
	162	335,200	431,000		
	163	335,500	431,500		
	164	335,800	432,000		
	165	336,000	432,400		
	166	336,300	432,900		
	167	336,600	433,400		
	168	336,900	433,900		
	169	337,100	434,300		
再任用職員		234,000	277,500	335,400	421,200

備考

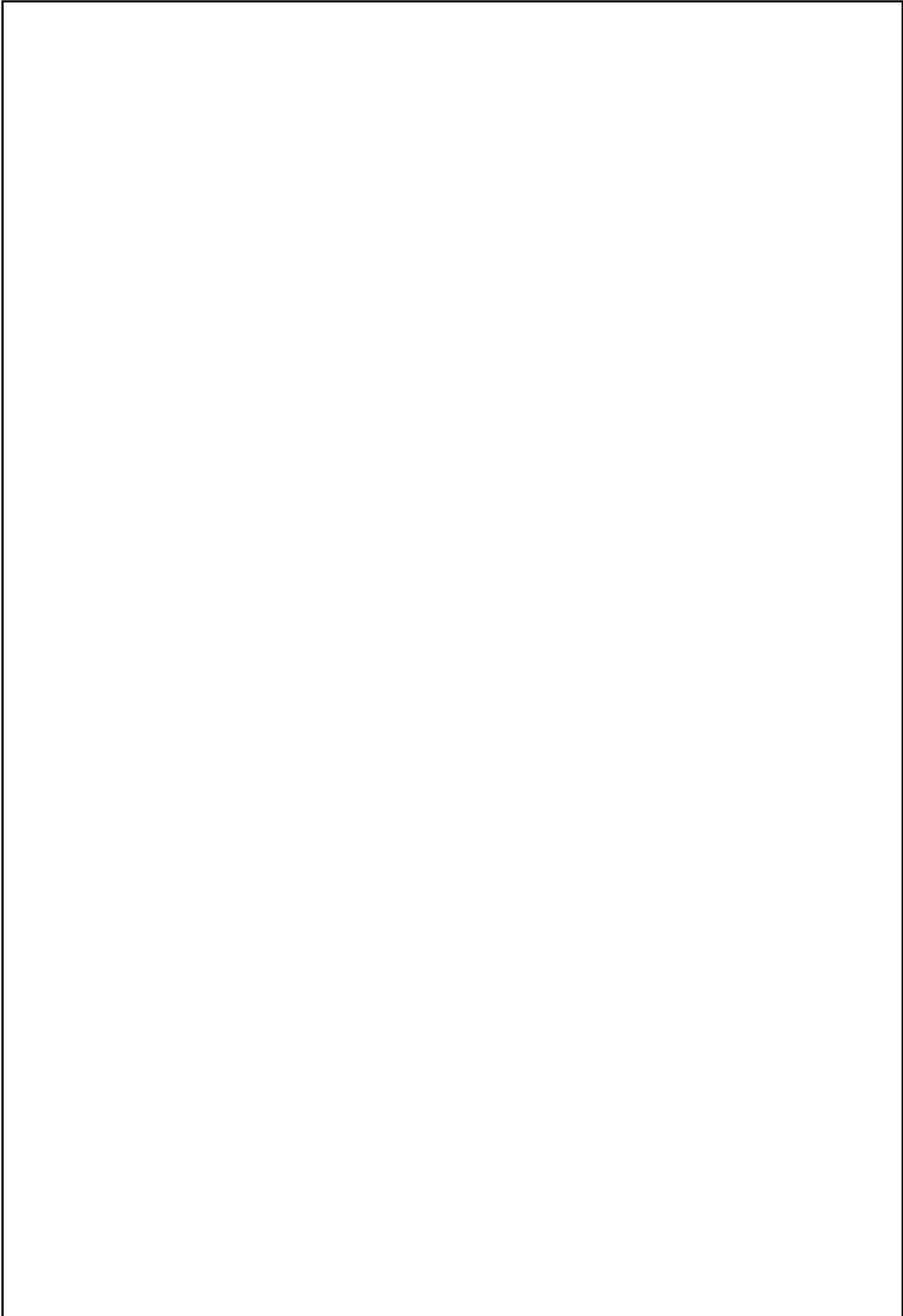
- (1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手及び講師並びに特別支援学校に勤務する実習助手に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第10

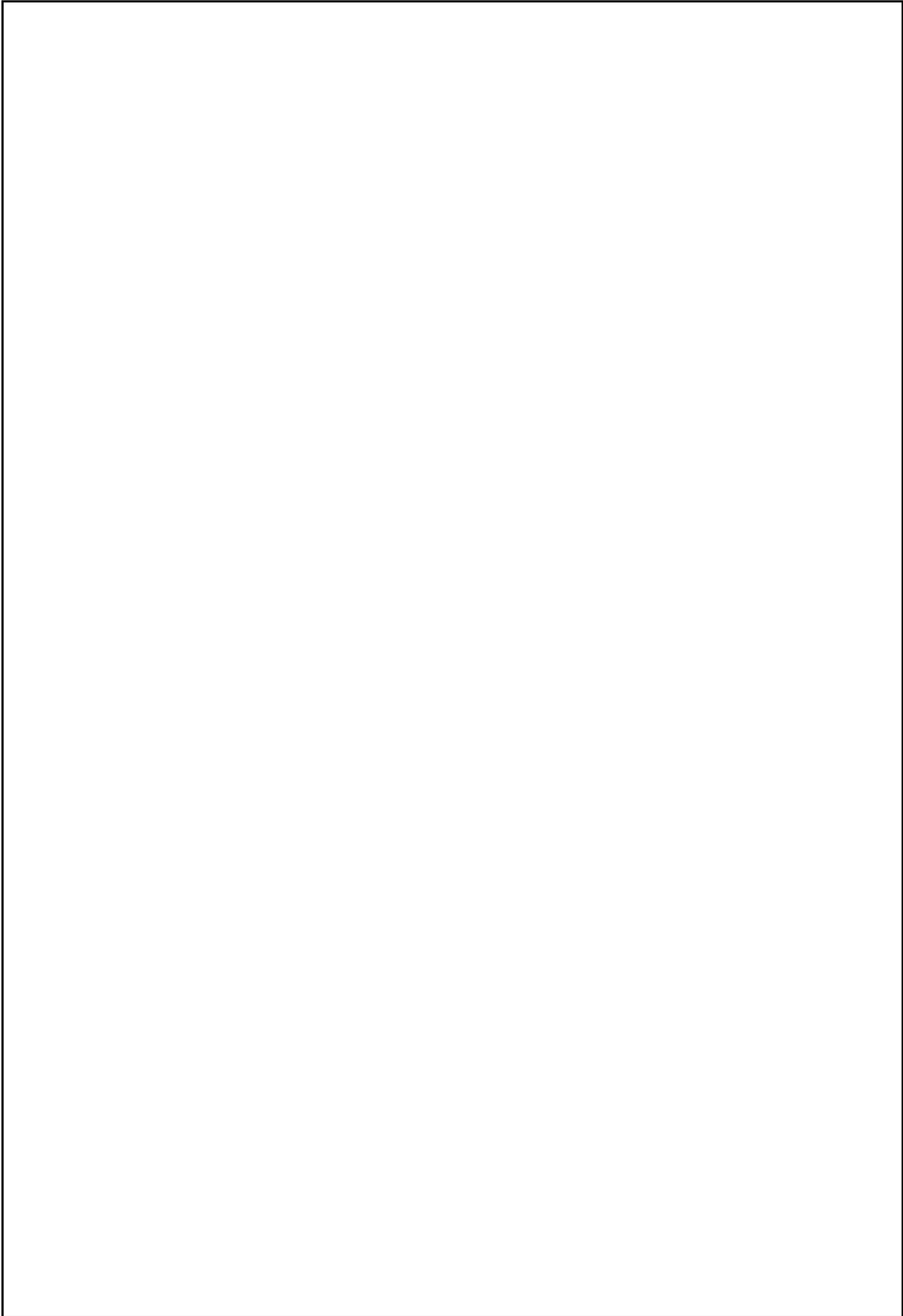
ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級

<u>13</u>	<u>1</u>
<u>14</u>	<u>1</u>
<u>15</u>	<u>1</u>
<u>16</u>	<u>1</u>
<u>17</u>	<u>1</u>
<u>18</u>	<u>1</u>
<u>19</u>	<u>1</u>
<u>20</u>	<u>1</u>
<u>21</u>	<u>1</u>
<u>22</u>	<u>1</u>
<u>23</u>	<u>1</u>
<u>24</u>	<u>1</u>
<u>25</u>	<u>1</u>
<u>26</u>	<u>1</u>
<u>27</u>	<u>1</u>
<u>28</u>	<u>1</u>
<u>29</u>	<u>1</u>
<u>30</u>	<u>1</u>
<u>31</u>	<u>1</u>
<u>32</u>	<u>1</u>
<u>33</u>	<u>1</u>
<u>34</u>	<u>1</u>
<u>35</u>	<u>1</u>
<u>36</u>	<u>1</u>
<u>37</u>	<u>1</u>
<u>38</u>	<u>1</u>
<u>39</u>	<u>1</u>
<u>40</u>	<u>1</u>
<u>41</u>	<u>1</u>
<u>42</u>	<u>2</u>
<u>43</u>	<u>3</u>
<u>44</u>	<u>4</u>
<u>45</u>	<u>5</u>
<u>46</u>	<u>6</u>
<u>47</u>	<u>7</u>
<u>48</u>	<u>8</u>
<u>49</u>	<u>9</u>
<u>50</u>	<u>10</u>
<u>51</u>	<u>11</u>
<u>52</u>	<u>12</u>
<u>53</u>	<u>13</u>
<u>54</u>	<u>14</u>
<u>55</u>	<u>15</u>
<u>56</u>	<u>16</u>
<u>57</u>	<u>17</u>
<u>58</u>	<u>18</u>
<u>59</u>	<u>19</u>
<u>60</u>	<u>20</u>
<u>61</u>	<u>21</u>
<u>62</u>	<u>22</u>

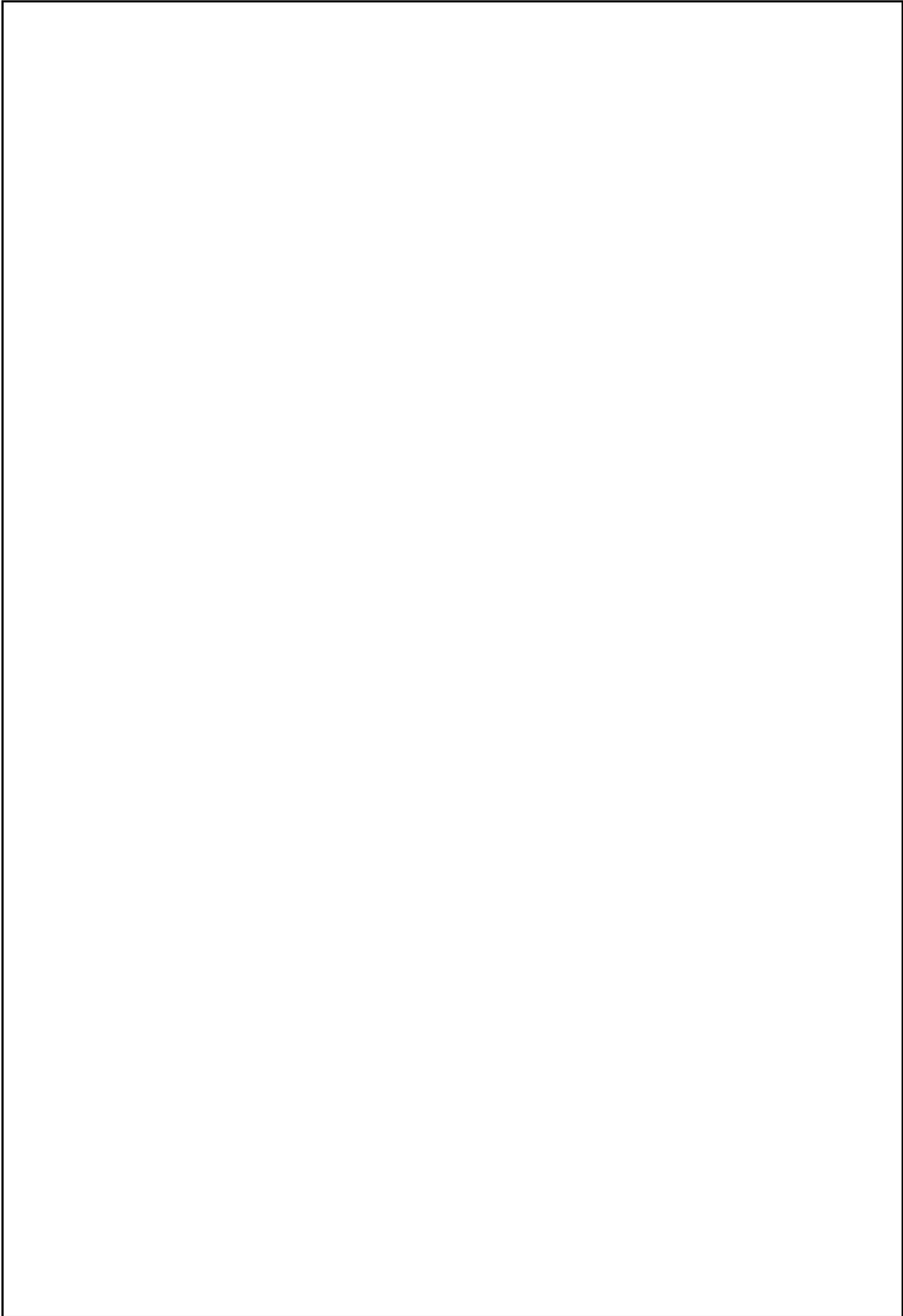


<u>63</u>	<u>23</u>
<u>64</u>	<u>24</u>
<u>65</u>	<u>25</u>
<u>66</u>	<u>26</u>
<u>67</u>	<u>27</u>
<u>68</u>	<u>28</u>
<u>69</u>	<u>29</u>
<u>70</u>	<u>30</u>
<u>71</u>	<u>31</u>
<u>72</u>	<u>32</u>
<u>73</u>	<u>33</u>
<u>74</u>	<u>34</u>
<u>75</u>	<u>35</u>
<u>76</u>	<u>36</u>
<u>77</u>	<u>37</u>
<u>78</u>	<u>38</u>
<u>79</u>	<u>39</u>
<u>80</u>	<u>40</u>
<u>81</u>	<u>41</u>
<u>82</u>	<u>42</u>
<u>83</u>	<u>43</u>
<u>84</u>	<u>44</u>
<u>85</u>	<u>45</u>
<u>86</u>	<u>45</u>
<u>87</u>	<u>46</u>
<u>88</u>	<u>46</u>
<u>89</u>	<u>47</u>
<u>90</u>	<u>47</u>
<u>91</u>	<u>47</u>
<u>92</u>	<u>47</u>
<u>93</u>	<u>48</u>
<u>94</u>	<u>48</u>
<u>95</u>	<u>48</u>
<u>96</u>	<u>48</u>
<u>97</u>	<u>49</u>
<u>98</u>	<u>49</u>
<u>99</u>	<u>49</u>
<u>100</u>	<u>49</u>
<u>101</u>	<u>49</u>
<u>102</u>	<u>49</u>
<u>103</u>	<u>50</u>
<u>104</u>	<u>50</u>
<u>105</u>	<u>50</u>
<u>106</u>	<u>50</u>
<u>107</u>	<u>50</u>
<u>108</u>	<u>50</u>
<u>109</u>	<u>51</u>
<u>110</u>	<u>51</u>
<u>111</u>	<u>51</u>
<u>112</u>	<u>51</u>



<u>113</u>	<u>51</u>
<u>114</u>	<u>51</u>
<u>115</u>	<u>51</u>
<u>116</u>	<u>51</u>
<u>117</u>	<u>52</u>
<u>118</u>	<u>52</u>
<u>119</u>	<u>52</u>
<u>120</u>	<u>52</u>
<u>121</u>	<u>52</u>
<u>122</u>	<u>52</u>
<u>123</u>	<u>52</u>
<u>124</u>	<u>52</u>
<u>125</u>	<u>53</u>
<u>126</u>	<u>53</u>
<u>127</u>	<u>53</u>
<u>128</u>	<u>53</u>
<u>129</u>	<u>53</u>
<u>130</u>	<u>53</u>
<u>131</u>	<u>54</u>
<u>132</u>	<u>54</u>
<u>133</u>	<u>54</u>
<u>134</u>	<u>54</u>
<u>135</u>	<u>54</u>
<u>136</u>	<u>54</u>
<u>137</u>	<u>55</u>
<u>138</u>	<u>55</u>
<u>139</u>	<u>55</u>
<u>140</u>	<u>55</u>
<u>141</u>	<u>56</u>
<u>142</u>	<u>56</u>
<u>143</u>	<u>56</u>
<u>144</u>	<u>56</u>
<u>145</u>	<u>57</u>
<u>146</u>	<u>57</u>
<u>147</u>	<u>57</u>
<u>148</u>	<u>57</u>
<u>149</u>	<u>58</u>
<u>150</u>	<u>58</u>
<u>151</u>	<u>58</u>
<u>152</u>	<u>58</u>
<u>153</u>	<u>59</u>
<u>154</u>	<u>59</u>
<u>155</u>	<u>59</u>
<u>156</u>	<u>60</u>
<u>157</u>	<u>60</u>
<u>158</u>	<u>60</u>
<u>159</u>	<u>60</u>
<u>160</u>	<u>60</u>
<u>161</u>	<u>61</u>

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその



職務の級が4級であるものの職務の級が第5条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により6級に決定される場合について適用する。

ウ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	<u>1</u>	1	1
2	1	<u>1</u>	1	1
3	1	<u>1</u>	1	1
4	1	<u>1</u>	1	1
5	1	<u>1</u>	1	1
6	1	<u>1</u>	1	1
7	1	<u>1</u>	1	1
8	1	<u>1</u>	1	1
9	1	<u>1</u>	1	1
10	2	<u>1</u>	1	1
11	3	<u>1</u>	1	1
12	4	<u>1</u>	1	1
13	5	<u>1</u>	1	1
14	6	<u>1</u>	1	1
15	7	<u>1</u>	1	1
16	8	<u>1</u>	1	1
17	9	<u>1</u>	1	1
18	10	<u>1</u>	1	1
19	11	<u>1</u>	1	1
20	12	<u>1</u>	1	1
21	13	<u>1</u>	1	1
22	14	<u>1</u>	1	1
23	15	<u>1</u>	1	1
24	16	<u>1</u>	<u>2</u>	1
25	17	<u>1</u>	3	1
26	18	<u>1</u>	<u>4</u>	1
27	19	<u>1</u>	<u>5</u>	1
28	20	<u>1</u>	<u>6</u>	1
29	21	<u>1</u>	<u>7</u>	1
30	22	<u>1</u>	<u>8</u>	1
31	23	<u>1</u>	9	1
32	24	<u>1</u>	<u>10</u>	1
33	25	<u>1</u>	<u>11</u>	1
34	26	<u>1</u>	12	1
35	27	<u>1</u>	<u>13</u>	1
36	28	<u>1</u>	<u>14</u>	1
37	29	<u>1</u>	15	1
38	30	<u>1</u>	<u>16</u>	1
39	31	<u>1</u>	17	1
40	32	<u>1</u>	18	1

イ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	<u>1</u>	1
25	17	<u>1</u>	1
26	18	<u>1</u>	1
27	19	<u>1</u>	1
28	20	<u>1</u>	1
29	21	<u>1</u>	1
30	22	<u>1</u>	1
31	23	<u>1</u>	1
32	24	<u>1</u>	1
33	25	<u>1</u>	1
34	26	<u>1</u>	1
35	27	<u>1</u>	1
36	28	<u>1</u>	1
37	29	<u>1</u>	1
38	30	<u>1</u>	1
39	31	<u>1</u>	1
40	32	<u>1</u>	1

41	33	<u>1</u>	<u>20</u>	1
42	34	<u>1</u>	<u>21</u>	2
43	35	<u>1</u>	<u>22</u>	3
44	36	<u>2</u>	<u>23</u>	4
45	37	<u>3</u>	<u>24</u>	5
46	38	<u>4</u>	<u>25</u>	6
47	39	<u>5</u>	<u>26</u>	7
48	40	<u>6</u>	<u>27</u>	8
49	41	<u>7</u>	<u>28</u>	9
50	<u>41</u>	<u>8</u>	<u>28</u>	10
51	<u>42</u>	<u>9</u>	<u>29</u>	11
52	<u>42</u>	<u>10</u>	<u>30</u>	12
53	<u>43</u>	<u>11</u>	<u>31</u>	13
54	<u>43</u>	<u>12</u>	<u>32</u>	14
55	<u>44</u>	<u>13</u>	<u>33</u>	15
56	<u>44</u>	<u>14</u>	<u>34</u>	16
57	<u>45</u>	<u>15</u>	<u>35</u>	17
58	<u>46</u>	<u>16</u>	<u>36</u>	18
59	<u>47</u>	<u>17</u>	<u>37</u>	19
60	48	<u>18</u>	<u>38</u>	20
61	49	<u>19</u>	<u>39</u>	21
62	49	<u>20</u>	<u>40</u>	22
63	50	<u>21</u>	<u>41</u>	23
64	50	<u>22</u>	<u>42</u>	24
65	51	<u>23</u>	<u>43</u>	25
66	51	<u>24</u>	<u>44</u>	26
67	52	<u>25</u>	<u>45</u>	27
68	52	<u>26</u>	<u>46</u>	28
69	53	<u>27</u>	<u>48</u>	29
70	<u>53</u>	<u>28</u>	<u>49</u>	30
71	<u>54</u>	<u>29</u>	<u>50</u>	31
72	<u>54</u>	<u>30</u>	<u>50</u>	32
73	<u>55</u>	<u>31</u>	<u>51</u>	33
74	<u>55</u>	<u>32</u>	<u>51</u>	34
75	<u>56</u>	<u>33</u>	<u>52</u>	35
76	<u>56</u>	<u>34</u>	<u>52</u>	36
77	<u>57</u>	<u>35</u>	<u>53</u>	37
78	<u>57</u>	<u>36</u>	<u>54</u>	37
79	<u>58</u>	<u>37</u>	<u>55</u>	38
80	58	38	55	38
81	<u>59</u>	<u>39</u>	<u>56</u>	39
82	<u>59</u>	<u>40</u>	<u>56</u>	39
83	<u>60</u>	<u>41</u>	<u>57</u>	40
84	<u>60</u>	<u>42</u>	<u>58</u>	40
85	<u>61</u>	<u>43</u>	<u>59</u>	41
86	<u>61</u>	<u>44</u>	<u>59</u>	42
87	<u>62</u>	<u>45</u>	<u>60</u>	43
88	<u>62</u>	<u>46</u>	<u>61</u>	44
89	63	<u>47</u>	<u>61</u>	45

41	33	<u>1</u>	1
42	34	<u>1</u>	2
43	35	<u>1</u>	3
44	36	<u>1</u>	4
45	37	<u>1</u>	5
46	38	<u>1</u>	6
47	39	<u>1</u>	7
48	40	<u>1</u>	8
49	41	<u>1</u>	9
50	<u>42</u>	<u>1</u>	10
51	<u>43</u>	<u>1</u>	11
52	<u>44</u>	<u>1</u>	12
53	<u>45</u>	<u>1</u>	13
54	<u>45</u>	<u>1</u>	14
55	<u>46</u>	<u>1</u>	15
56	<u>46</u>	<u>1</u>	16
57	<u>47</u>	<u>1</u>	17
58	<u>47</u>	<u>1</u>	18
59	<u>48</u>	<u>1</u>	19
60	48	<u>1</u>	20
61	49	<u>1</u>	21
62	49	<u>1</u>	22
63	50	<u>1</u>	23
64	50	<u>1</u>	24
65	51	<u>1</u>	25
66	51	<u>2</u>	26
67	52	<u>3</u>	27
68	52	<u>4</u>	28
69	53	<u>5</u>	29
70	<u>54</u>	<u>6</u>	30
71	<u>55</u>	<u>7</u>	31
72	<u>56</u>	<u>8</u>	32
73	<u>57</u>	<u>9</u>	33
74	<u>57</u>	<u>10</u>	34
75	<u>58</u>	<u>11</u>	35
76	<u>58</u>	<u>12</u>	36
77	<u>59</u>	<u>13</u>	37
78	<u>59</u>	<u>14</u>	37
79	<u>60</u>	<u>15</u>	38
80	<u>60</u>	<u>16</u>	38
81	<u>61</u>	<u>17</u>	39
82	<u>61</u>	<u>18</u>	39
83	<u>61</u>	<u>19</u>	40
84	<u>62</u>	<u>20</u>	40
85	<u>62</u>	<u>21</u>	41
86	<u>62</u>	<u>22</u>	42
87	<u>63</u>	<u>23</u>	43
88	<u>63</u>	<u>24</u>	44
89	63	<u>25</u>	45

90	<u>63</u>	<u>48</u>	<u>62</u>	46
91	64	<u>49</u>	<u>62</u>	47
92	64	<u>50</u>	<u>63</u>	48
93	65	<u>51</u>	<u>63</u>	49
94	65	<u>52</u>	<u>63</u>	
95	66	<u>53</u>	<u>64</u>	
96	66	<u>54</u>	<u>64</u>	
97	67	<u>55</u>	<u>64</u>	
98	67	<u>56</u>	<u>64</u>	
99	68	<u>57</u>	<u>65</u>	
100	68	<u>58</u>	<u>65</u>	
101	69	<u>59</u>	<u>65</u>	
102	69	<u>60</u>	<u>66</u>	
103	69	<u>61</u>	<u>66</u>	
104	70	<u>62</u>	<u>66</u>	
105	<u>70</u>	<u>63</u>	<u>67</u>	
106	<u>70</u>	<u>64</u>	<u>67</u>	
107	<u>71</u>	<u>65</u>	<u>68</u>	
108	<u>71</u>	<u>66</u>	<u>68</u>	
109	<u>71</u>	<u>67</u>	<u>69</u>	
110	<u>72</u>	<u>68</u>	<u>69</u>	
111	<u>72</u>	<u>69</u>	<u>69</u>	
112	<u>72</u>	<u>69</u>	<u>70</u>	
113	<u>73</u>	<u>70</u>	<u>70</u>	
114	<u>73</u>	<u>70</u>	<u>70</u>	
115	<u>73</u>	<u>71</u>	<u>70</u>	
116	<u>73</u>	<u>72</u>	<u>70</u>	
117	<u>74</u>	<u>73</u>	<u>70</u>	
118	<u>74</u>	<u>74</u>	<u>70</u>	
119	<u>74</u>	<u>75</u>	<u>70</u>	
120	<u>74</u>	<u>76</u>	<u>70</u>	
121	<u>75</u>	<u>77</u>	<u>70</u>	
122	<u>75</u>	<u>77</u>		
123	<u>75</u>	<u>78</u>		
124	<u>75</u>	<u>78</u>		
125	<u>76</u>	<u>79</u>		
126	<u>76</u>	<u>80</u>		
127	<u>76</u>	<u>81</u>		
128	<u>76</u>	<u>82</u>		
129	<u>77</u>	<u>83</u>		
130	<u>77</u>	<u>83</u>		
131	<u>77</u>	<u>84</u>		
132	<u>77</u>	<u>84</u>		
133	<u>77</u>	<u>85</u>		
134	<u>77</u>	<u>86</u>		
135	<u>77</u>	<u>87</u>		
136	<u>77</u>	<u>87</u>		
137	<u>78</u>	<u>88</u>		
138	<u>78</u>	<u>88</u>		

90	<u>64</u>	<u>26</u>	46
91	64	<u>27</u>	47
92	64	<u>28</u>	48
93	65	<u>29</u>	49
94	65	<u>30</u>	
95	66	<u>31</u>	
96	66	<u>32</u>	
97	67	<u>33</u>	
98	67	<u>34</u>	
99	68	<u>35</u>	
100	68	<u>36</u>	
101	69	<u>37</u>	
102	69	<u>38</u>	
103	<u>70</u>	<u>39</u>	
104	70	<u>40</u>	
105	<u>71</u>	<u>41</u>	
106	<u>71</u>	<u>42</u>	
107	<u>72</u>	<u>43</u>	
108	<u>72</u>	<u>44</u>	
109	<u>73</u>	<u>45</u>	
110	<u>73</u>	<u>46</u>	
111	<u>73</u>	<u>47</u>	
112	<u>73</u>	<u>48</u>	
113	<u>74</u>	<u>49</u>	
114	<u>74</u>	<u>49</u>	
115	<u>74</u>	<u>50</u>	
116	<u>75</u>	<u>50</u>	
117	<u>75</u>	<u>51</u>	
118	<u>75</u>	<u>51</u>	
119	<u>75</u>	<u>52</u>	
120	<u>75</u>	<u>52</u>	
121	<u>76</u>	<u>53</u>	
122	<u>76</u>	<u>53</u>	
123	<u>76</u>	<u>54</u>	
124	<u>76</u>	<u>54</u>	
125	<u>77</u>	<u>55</u>	
126	<u>77</u>	<u>55</u>	
127	<u>77</u>	<u>56</u>	
128	<u>77</u>	<u>56</u>	
129	77	<u>57</u>	
130	77	<u>57</u>	
131	77	<u>58</u>	
132	<u>78</u>	<u>58</u>	
133	<u>78</u>	<u>59</u>	
134	<u>78</u>	<u>59</u>	
135	<u>78</u>	<u>60</u>	
136	<u>78</u>	<u>60</u>	
137	78	<u>61</u>	
138	78	<u>61</u>	

139	<u>78</u>	<u>89</u>		
140	<u>78</u>	<u>89</u>		
141	<u>78</u>	<u>90</u>		
142	<u>78</u>	<u>90</u>		
143	<u>78</u>	<u>91</u>		
144	<u>78</u>	<u>91</u>		
145	<u>79</u>	<u>92</u>		
146	<u>79</u>	<u>92</u>		
147	<u>79</u>	<u>93</u>		
148	<u>79</u>	<u>94</u>		
149	<u>79</u>	<u>95</u>		
150	<u>79</u>	<u>96</u>		
151	<u>79</u>	<u>97</u>		
152	<u>79</u>	<u>98</u>		
153	<u>80</u>	<u>99</u>		
154	<u>80</u>	<u>100</u>		
155	<u>80</u>	<u>101</u>		
156	<u>80</u>	<u>102</u>		
157	<u>80</u>	<u>103</u>		
158	<u>80</u>	<u>104</u>		
159	<u>80</u>	<u>105</u>		
160	<u>80</u>	<u>106</u>		
161	<u>81</u>	<u>107</u>		
162	<u>81</u>	<u>107</u>		
163	<u>81</u>	<u>108</u>		
164	<u>81</u>	<u>108</u>		
165	<u>81</u>	<u>109</u>		
166	<u>81</u>	<u>110</u>		
167	<u>81</u>	<u>111</u>		
168	<u>81</u>	<u>112</u>		
169	<u>82</u>	<u>113</u>		

備考 この表は、教育職給料表(一)の適用を受ける職員の職務の級が第5条第1項の規定により決定される場合及び特定2級教育職員の職務の級が同条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により4級に決定される場合について適用する。

エ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級

備考 この表は、教育職給料表(二)の適用を受ける職員の職務の級が第5条第1項の規定により決定される場合について適用する。

オ 消防職給料表昇格時号給対応表(1)

139	<u>79</u>	<u>61</u>	
140	<u>79</u>	<u>61</u>	
141	<u>79</u>	<u>62</u>	
142	<u>79</u>	<u>62</u>	
143	<u>79</u>	<u>62</u>	
144	<u>79</u>	<u>62</u>	
145	<u>79</u>	<u>63</u>	
146	<u>80</u>	<u>63</u>	
147	<u>80</u>	<u>63</u>	
148	<u>80</u>	<u>63</u>	
149	<u>80</u>	<u>64</u>	
150	<u>80</u>	<u>64</u>	
151	<u>80</u>	<u>64</u>	
152	<u>80</u>	<u>64</u>	
153	<u>81</u>	<u>65</u>	
154	<u>81</u>	<u>65</u>	
155	<u>81</u>	<u>65</u>	
156	<u>81</u>	<u>66</u>	
157	<u>81</u>	<u>66</u>	
158	<u>81</u>	<u>66</u>	
159	<u>81</u>	<u>67</u>	
160	<u>81</u>	<u>67</u>	
161	<u>82</u>	<u>67</u>	
162	<u>82</u>	<u>68</u>	
163	<u>82</u>	<u>68</u>	
164	<u>82</u>	<u>68</u>	
165	<u>82</u>	<u>69</u>	
166	<u>82</u>	<u>69</u>	
167	<u>82</u>	<u>69</u>	
168	<u>82</u>	<u>70</u>	
169	<u>83</u>	<u>70</u>	

ウ 教育職給料表(□)昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給	
	2級	3級

エ 消防職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級

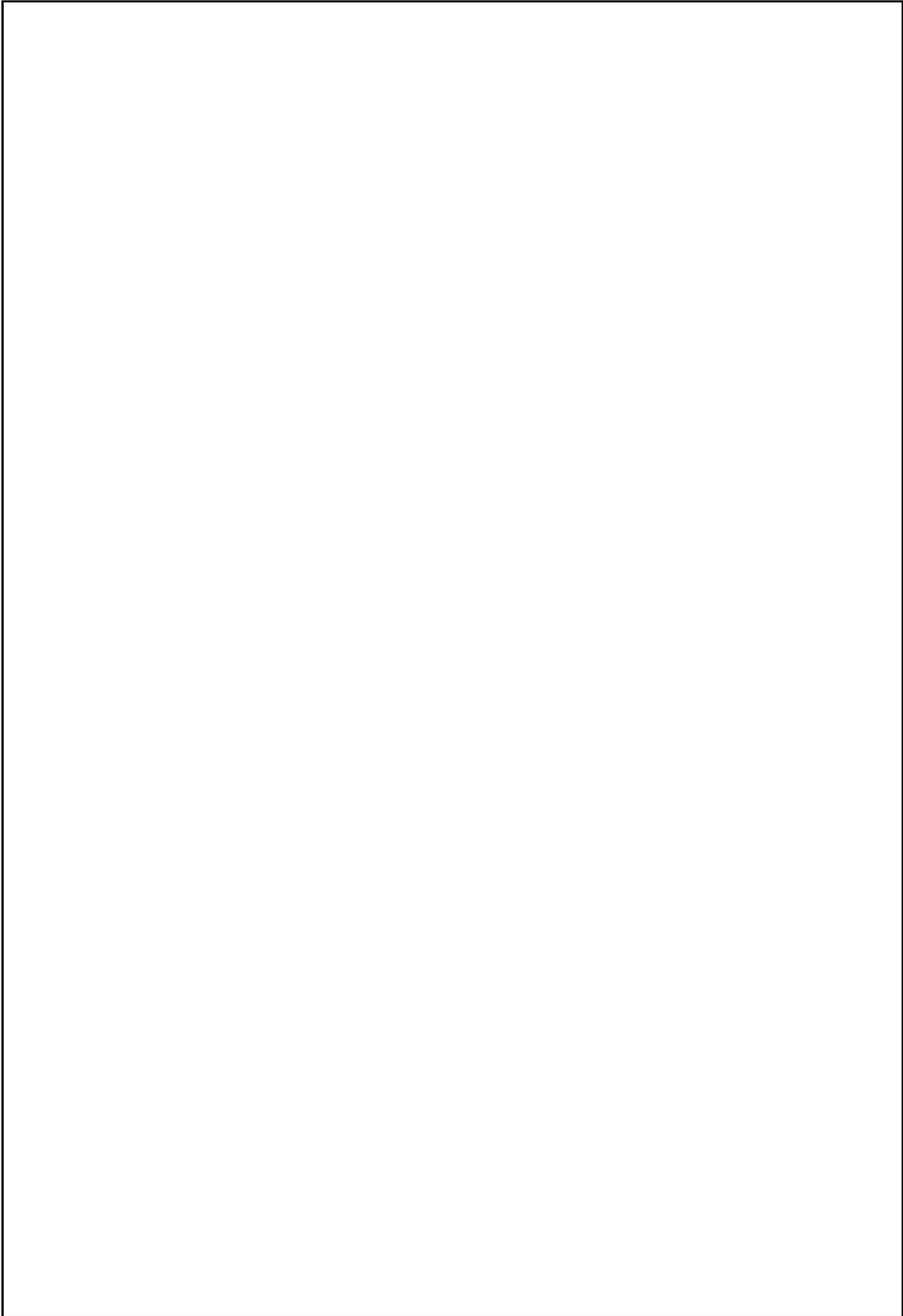
備考 この表は、消防職給料表の適用を受ける職員の職務の級が第5条第1項の規定により決定される場合について適用する。

カ 消防職給料表昇格時号給対応表(2)

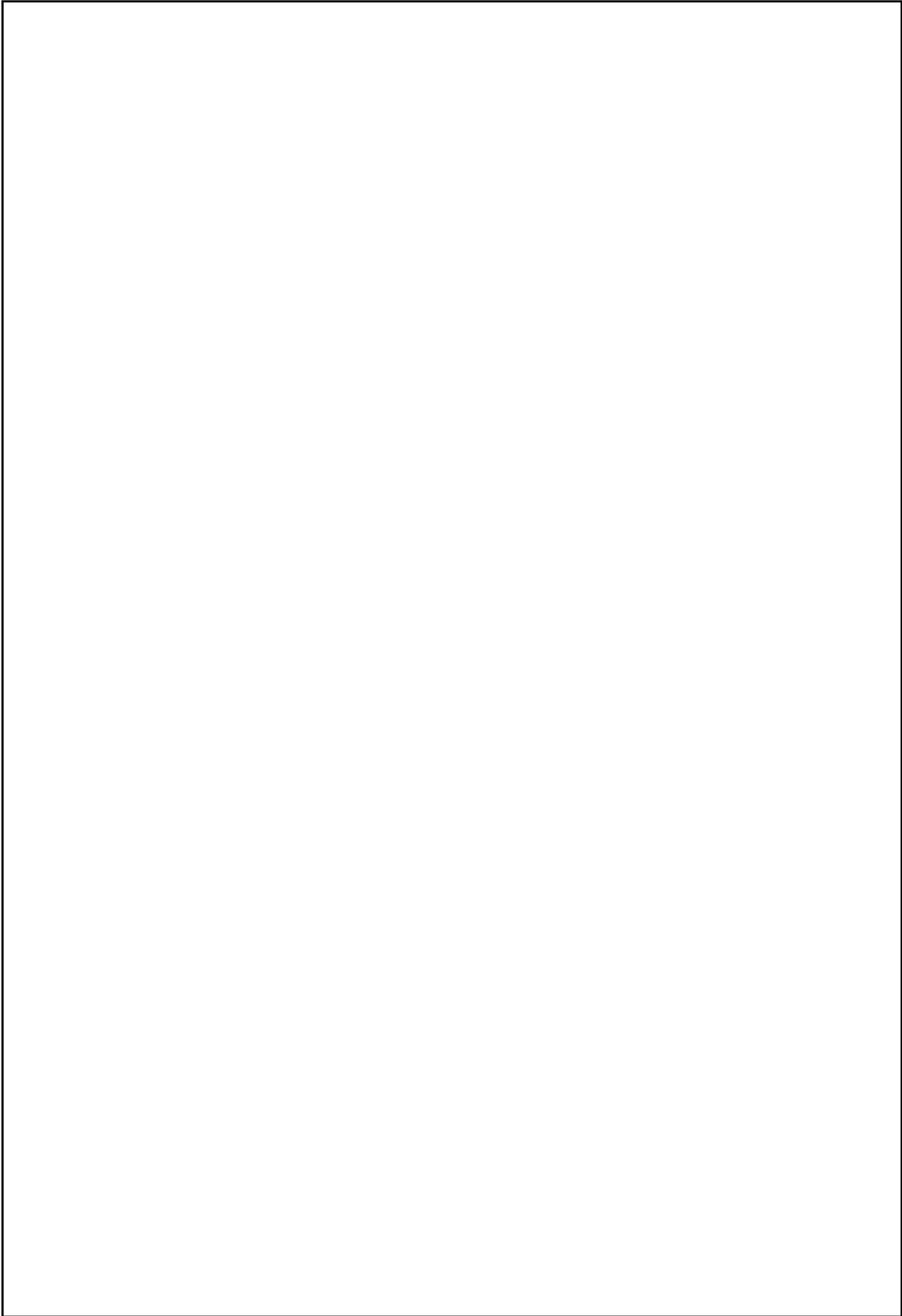
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
<u>1</u>	<u>1</u>
<u>2</u>	<u>1</u>
<u>3</u>	<u>1</u>
<u>4</u>	<u>1</u>
<u>5</u>	<u>1</u>
<u>6</u>	<u>1</u>
<u>7</u>	<u>1</u>
<u>8</u>	<u>1</u>
<u>9</u>	<u>1</u>
<u>10</u>	<u>1</u>
<u>11</u>	<u>1</u>
<u>12</u>	<u>1</u>
<u>13</u>	<u>1</u>
<u>14</u>	<u>1</u>
<u>15</u>	<u>1</u>
<u>16</u>	<u>1</u>
<u>17</u>	<u>1</u>
<u>18</u>	<u>1</u>
<u>19</u>	<u>1</u>
<u>20</u>	<u>1</u>
<u>21</u>	<u>1</u>
<u>22</u>	<u>1</u>
<u>23</u>	<u>1</u>
<u>24</u>	<u>1</u>
<u>25</u>	<u>1</u>
<u>26</u>	<u>1</u>
<u>27</u>	<u>1</u>
<u>28</u>	<u>1</u>
<u>29</u>	<u>1</u>
<u>30</u>	<u>2</u>
<u>31</u>	<u>3</u>
<u>32</u>	<u>4</u>
<u>33</u>	<u>5</u>
<u>34</u>	<u>6</u>
<u>35</u>	<u>7</u>

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級

<u>36</u>	<u>8</u>
<u>37</u>	<u>9</u>
<u>38</u>	<u>10</u>
<u>39</u>	<u>11</u>
<u>40</u>	<u>12</u>
<u>41</u>	<u>13</u>
<u>42</u>	<u>14</u>
<u>43</u>	<u>15</u>
<u>44</u>	<u>16</u>
<u>45</u>	<u>17</u>
<u>46</u>	<u>18</u>
<u>47</u>	<u>19</u>
<u>48</u>	<u>20</u>
<u>49</u>	<u>21</u>
<u>50</u>	<u>22</u>
<u>51</u>	<u>23</u>
<u>52</u>	<u>24</u>
<u>53</u>	<u>25</u>
<u>54</u>	<u>26</u>
<u>55</u>	<u>27</u>
<u>56</u>	<u>28</u>
<u>57</u>	<u>29</u>
<u>58</u>	<u>30</u>
<u>59</u>	<u>31</u>
<u>60</u>	<u>32</u>
<u>61</u>	<u>33</u>
<u>62</u>	<u>34</u>
<u>63</u>	<u>35</u>
<u>64</u>	<u>36</u>
<u>65</u>	<u>37</u>
<u>66</u>	<u>38</u>
<u>67</u>	<u>39</u>
<u>68</u>	<u>40</u>
<u>69</u>	<u>41</u>
<u>70</u>	<u>42</u>
<u>71</u>	<u>43</u>
<u>72</u>	<u>44</u>
<u>73</u>	<u>45</u>
<u>74</u>	<u>45</u>
<u>75</u>	<u>46</u>
<u>76</u>	<u>46</u>
<u>77</u>	<u>47</u>
<u>78</u>	<u>47</u>
<u>79</u>	<u>47</u>
<u>80</u>	<u>47</u>
<u>81</u>	<u>48</u>
<u>82</u>	<u>48</u>
<u>83</u>	<u>48</u>
<u>84</u>	<u>48</u>



<u>85</u>	<u>49</u>
<u>86</u>	<u>49</u>
<u>87</u>	<u>49</u>
<u>88</u>	<u>49</u>
<u>89</u>	<u>49</u>
<u>90</u>	<u>49</u>
<u>91</u>	<u>50</u>
<u>92</u>	<u>50</u>
<u>93</u>	<u>50</u>
<u>94</u>	<u>50</u>
<u>95</u>	<u>50</u>
<u>96</u>	<u>50</u>
<u>97</u>	<u>51</u>
<u>98</u>	<u>51</u>
<u>99</u>	<u>51</u>
<u>100</u>	<u>51</u>
<u>101</u>	<u>51</u>
<u>102</u>	<u>51</u>
<u>103</u>	<u>51</u>
<u>104</u>	<u>51</u>
<u>105</u>	<u>52</u>
<u>106</u>	<u>52</u>
<u>107</u>	<u>52</u>
<u>108</u>	<u>52</u>
<u>109</u>	<u>52</u>
<u>110</u>	<u>52</u>
<u>111</u>	<u>52</u>
<u>112</u>	<u>52</u>
<u>113</u>	<u>53</u>
<u>114</u>	<u>53</u>
<u>115</u>	<u>53</u>
<u>116</u>	<u>53</u>
<u>117</u>	<u>53</u>
<u>118</u>	<u>53</u>
<u>119</u>	<u>54</u>
<u>120</u>	<u>54</u>
<u>121</u>	<u>54</u>
<u>122</u>	<u>54</u>
<u>123</u>	<u>54</u>
<u>124</u>	<u>54</u>
<u>125</u>	<u>55</u>
<u>126</u>	<u>55</u>
<u>127</u>	<u>55</u>
<u>128</u>	<u>55</u>
<u>129</u>	<u>56</u>
<u>130</u>	<u>56</u>
<u>131</u>	<u>56</u>
<u>132</u>	<u>56</u>
<u>133</u>	<u>57</u>



<u>134</u>	<u>57</u>
<u>135</u>	<u>57</u>
<u>136</u>	<u>57</u>
<u>137</u>	<u>58</u>
<u>138</u>	<u>58</u>
<u>139</u>	<u>58</u>
<u>140</u>	<u>58</u>
<u>141</u>	<u>59</u>
<u>142</u>	<u>59</u>
<u>143</u>	<u>59</u>
<u>144</u>	<u>60</u>
<u>145</u>	<u>60</u>

備考 この表は、消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものの職務の級が第5条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により6級に決定される場合について適用する。

キ 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級

備考 この表は、医療職給料表の適用を受ける職員の職務の級が第5条第1項の規定により決定される場合について適用する。

才 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第35号	所 管	給与課
件 名	尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 管理職手当の支給対象範囲を課長級以上とするよう見直すことに伴い、現在、管理職手当を支給している技能長及び作業長について支給対象から除くため、規定の整備を行う。</p> <p>2 改正内容 技能労務職員に支給する手当の種類から管理職手当を除く。</p> <p>3 施行期日 平成27年4月1日</p>					

尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例

改正後	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 1 略</p> <p>2 前項の給与の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 1 略</p> <p>2 前項の給与の種類は、<u>管理職手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>

&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第36号	所 管	消防局企画管理課
件 名	尼崎市消防長及び消防署長の資格を定める条例について				
<b>内 容</b>					
<p>1 制定理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）が制定され、消防組織法（昭和22年法律第226号）が改正された。</p> <p>この改正により、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令（平成25年政令第263号）を参酌して、市町村の条例で定める資格を有する者でなければならないとされたことから、新たに条例を制定するもの。</p> <p>2 制定内容</p> <p>(1) 消防長の資格</p> <p>ア 本市の消防吏員として消防事務に従事したことがある者で、1年以上消防署長又はこれに相当する職と同等以上と認められる職にあったもの</p> <p>イ 2年以上本市の行政職給料表の8級の職務（局長級）にあった者</p> <p>(2) 消防署長の資格</p> <p>本市の消防吏員として消防事務に従事したことがある者で、1年以上消防司令長、消防監及び消防正監のいずれかに掲げる階級にあったもの</p> <p>(3) その他</p> <p>消防署長の資格の基準に係る教育訓練及びその期間を規定</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成26年4月1日</p>					



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第37号	所 管	消防局予防課
件 名	尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について				
<b>内 容</b>					
<p>1 改正理由</p> <p>尼崎市火災予防条例第30条の4第4項の規定は、住宅用防災報知設備に使用する「感知器又は発信機」等が「検定対象機械器具等」でなければならないことを規定したものである。そのうち「検定対象機械器具等」とは、消防用機械器具等の中で、消防法施行令で指定された特に品質の確保が重要であり、検定に合格した旨の表示が付されていないならば販売等してはならないものである。</p> <p>今般、「消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号）」の制定により、検定対象機械器具等の範囲の見直しが行われ、「消防用ホース」、「結合金具」が削除されたことに伴い、本市条例の引用条項にずれが生じることから、規定の整備を行う。</p> <p>2 改正内容</p> <p>火災予防条例第30条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3」を「第37条第4号から第6号」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成26年4月1日</p>					

尼崎市火災予防条例

改正後	現 行
<p>(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第30条の4 1 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項に規定する検定対象機械器具等で令<u>第37条第4号から第6号</u>までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 略</p>	<p>(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第30条の4 1 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項に規定する検定対象機械器具等で令<u>第37条第7号から第7号の3</u>までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 略</p>

&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第38号	所 管	消防局予防課
件 名	尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				
<b>内 容</b>					
<p>1 改正理由</p> <p>指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等の所有者等は、政令で定める技術上の基準を満たし、市町村長等から設置許可等を受けなければならないとされており、市町村長等の設置許可等に係る審査及び検査については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「標準令」という。）」により製造所等の容量の区分等にしがって手数料が定められている。</p> <p>今般、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等が制定され、今後消費税の税率が引き上げられることなどに伴い、標準令の一部を改正する政令（平成26年政令第17号）が制定されたことから、当該条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>次の手数料について増額する。</p> <p>(1) 製造所及び一般取扱所（指定数量の倍数が200を超えるもの）の設置・変更許可申請に対する審査等に係る手数料</p> <p>(2) 特定屋外タンク貯蔵所の設置・変更許可申請に対する審査等に係る手数料の一部</p> <p>(3) 特定屋外タンク貯蔵所の設置・変更許可に係る完成検査前検査のうち溶接部検査に係る手数料の一部</p> <p>(4) 特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査に係る手数料の一部</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成26年4月1日</p>					

尼崎市消防関係事務手数料条例

改正後		現 行	
別表		別表	
種別	金額	種別	金額
1 略		1 略	
2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査 (1)～(4) 略 (5) 指定数量の倍数が200を超える製造所に係るもの	1件 92,000円	2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査 (1)～(4) 略 (5) 指定数量の倍数が200を超える製造所に係るもの	1件 91,000円
3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 (1)～(3) 略 (4) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号。以下「総務省令」という。)で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定		3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 (1)～(3) 略 (4) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号。以下「総務省令」という。)で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定	

<p>屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)に係るもの</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特</p>	<p>1件 <u>830,000円</u></p> <p>1件 <u>1,010,000円</u></p> <p>1件 <u>1,120,000円</u></p> <p>1件 <u>1,420,000円</u></p>	<p>屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((5)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)に係るもの</p> <p>ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特</p>	<p>1件 <u>820,000円</u></p> <p>1件 <u>990,000円</u></p> <p>1件 <u>1,100,000円</u></p> <p>1件 <u>1,400,000円</u></p>
--	---	--	---

<p>定屋外タンク貯蔵所</p> <p>オ 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>ク 略</p> <p>(5) 特定屋外タンク 貯蔵所（浮き屋根 式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所に限る。）に 係るもの</p> <p>ア 危険物の貯蔵 最大数量が 1,000 キロリッ トル以上 5,000</p>	<p>1 件 <u>1,660,000 円</u></p> <p>1 件 <u>3,880,000 円</u></p> <p>1 件 <u>5,100,000 円</u></p> <p>1 件 <u>1,130,000 円</u></p>	<p>定屋外タンク貯蔵所</p> <p>オ 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p> <p>ク 略</p> <p>(5) 特定屋外タンク 貯蔵所（浮き屋根 式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所に限る。）に 係るもの</p> <p>ア 危険物の貯蔵 最大数量が 1,000 キロリッ トル以上 5,000</p>	<p>1 件 <u>1,640,000 円</u></p> <p>1 件 <u>3,850,000 円</u></p> <p>1 件 <u>5,090,000 円</u></p> <p>1 件 <u>1,120,000 円</u></p>
--	---	--	---

<p>キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>エ 略</p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>キ、ク 略</p> <p>(6)~(12) 略</p> <p>4 法第11条第1項前段の規定に基づく取</p>	<p>1件 <u>1,340,000円</u></p> <p>1件 <u>1,500,000円</u></p> <p>1件 <u>2,140,000円</u></p> <p>1件 <u>4,350,000円</u></p>	<p>キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>エ 略</p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>キ、ク 略</p> <p>(6)~(12) 略</p> <p>4 法第11条第1項前段の規定に基づく取</p>	<p>1件 <u>1,330,000円</u></p> <p>1件 <u>1,480,000円</u></p> <p>1件 <u>2,120,000円</u></p> <p>1件 <u>4,330,000円</u></p>
---	---	---	---



<p>ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p>		<p>ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p>	
<p>キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p>	<p>1 件 <u>4,060,000 円</u></p>	<p>キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所</p>	<p>1 件 <u>3,890,000 円</u></p>
<p>ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所</p>	<p>1 件 <u>4,650,000 円</u></p>	<p>ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所</p>	<p>1 件 <u>4,450,000 円</u></p>
<p>(5) 略</p>		<p>(5) 略</p>	
<p>16 略</p>		<p>16 略</p>	
<p>17 法第14条の3第 1項又は第2項の規 定に基づく特定屋外 タンク貯蔵所又は移 送取扱所の保安に関 する検査</p>		<p>17 法第14条の3第 1項又は第2項の規 定に基づく特定屋外 タンク貯蔵所又は移 送取扱所の保安に関 する検査</p>	
<p>(1) 特定屋外タンク 貯蔵所（岩盤タン クに係る屋外タン ク貯蔵所を除く。） に係るもの</p>		<p>(1) 特定屋外タンク 貯蔵所（岩盤タン クに係る屋外タン ク貯蔵所を除く。） に係るもの</p>	
<p>ア 略</p>		<p>ア 略</p>	
<p>イ 危険物の貯蔵 最大数量が 5,000 キロリッ トル以上10,000 キロリットル未</p>	<p>1 件 <u>430,000 円</u></p>	<p>イ 危険物の貯蔵 最大数量が 5,000 キロリッ トル以上10,000 キロリットル未</p>	<p>1 件 <u>410,000 円</u></p>

満の特定屋外タンク貯蔵所		満の特定屋外タンク貯蔵所	
ウ 略		ウ 略	
エ 危険物の貯蔵 最大数量が 50,000キロリッ トル以上 100,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1件 <u>960,000円</u>	エ 危険物の貯蔵 最大数量が 50,000キロリッ トル以上 100,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1件 <u>920,000円</u>
オ 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1件 <u>1,210,000円</u>	オ 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1件 <u>1,160,000円</u>
カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1件 <u>2,950,000円</u>	カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1件 <u>2,830,000円</u>
キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1件 <u>3,620,000円</u>	キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1件 <u>3,470,000円</u>
ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ	1件 <u>4,170,000円</u>	ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ	1件 <u>4,000,000円</u>

<p>           ットル以上の特            定屋外タンク貯            蔵所            (2)・(3) 略            18 略         </p>		<p>           ットル以上の特            定屋外タンク貯            蔵所            (2)・(3) 略            18 略         </p>	
--	--	--	--



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第39号	所 管	職員課
件 名	尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>高等学校における組織運営体制の一層の充実を図るため、学校運営上の基本的な校務や教職員の資質及び能力の向上等に関する責任者としての業務を担う者として、新たに主幹教諭を設置することに伴う規定の整備を行うとともに、併せて所要の文言整理を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>職務級3級を適用する主幹教諭の設置に伴い、教職調整額の支給対象である教育職給料表(一)の1級又は2級に3級を追加する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成26年4月1日</p>					

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例

改正後	現 行
<p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 尼崎市職員の給与に関する条例(昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。)第3条第1項第2号アに規定する<u>教育職給料表(一)の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級以下であるもの及び同号イに規定する教育職給料表(二)の適用を受ける教育職員でその職務の級が1級又は2級であるもの</u>には、その者の給料月額に100分の4を乗じて得た額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 前項の<u>規定による</u>教職調整額の支給について必要な事項は、市長の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>3 第1項の<u>規定による</u>教職調整額の支給を受ける教育職員(給与条例第11条第1項の<u>規定による</u>管理職手当の支給を受ける者を除く。第5条において同じ。)については、給与条例第15条及び第16条の規定は、適用しない。</p>	<p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 <u>教育職員のうちその属する職務の級が</u>尼崎市職員の給与に関する条例(昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。)別表第2教育職給料表(以下「教育職給料表」という。)の1級又は2級である者には、その者の給料月額に100分の4を乗じて得た額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 前項の教職調整額の支給について必要な事項は、市長の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>3 第1項の<u>規定により</u>教職調整額の支給を受ける教育職員(給与条例第11条第1項に<u>規定する</u>管理職手当の支給を受ける者を除く。第5条において同じ。)については、給与条例第15条及び第16条の規定は、適用しない。</p>

&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第40号	所 管	学務課
件 名	尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について				
<b>内 容</b>					
<p>1 改正理由</p> <p>「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）」の制定により、公立高等学校授業料不徴収制度が廃止され、公立高等学校も私立高等学校と同様に高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の対象となること、並びに兵庫県立学校授業料等徴収条例の改正に伴い、尼崎市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）の授業料を徴収するため、規定の整備を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 授業料徴収対象者の見直し（第2条関係）            授業料徴収対象者について、既に高等学校等を卒業または修了した者に限定せず、全ての者から徴収する。</p> <p>(2) 就学支援金に係る授業料の徴収（第3条関係）            就学支援金の受給資格認定申請者については、認定されるまでの間は徴収を猶予し、認定された場合は就学支援金を授業料に充当する。</p> <p>(3) 徴収時期の見直し（第3条関係）            兵庫県立学校授業料徴収条例の改正にあわせ、徴収時期を毎月から年4期に変更する。</p> <p>(4) その他（経過措置）            この条例の施行の日前から、引き続き市立高等学校に在学している生徒及び市立高等学校以外の高等学校等に在学している生徒で、施行日以降に市立高等学校に転学した生徒については、改正前の条例を適用する。</p> <p>3 施行期日            平成26年4月1日</p>					

尼崎市立学校授業料等徴収条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>尼崎市立学校の授業料等</u> (<u>尼崎市立高等学校</u> (以下「<u>市立高等学校</u>」<u>という。</u>) にあつては授業料、入学考査料及び入学料、<u>尼崎市立幼稚園</u> (以下「<u>市立幼稚園</u>」<u>という。</u>) にあつては保育料及び入園料をいう。以下同じ。) の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(授業料等の額)</p> <p>第2条 <u>授業料等の額は、別表のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、学年の中途において市立高等学校以外の高等学校等</u> (高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成22年法律第18号。以下「<u>就学支援金支給法</u>」<u>という。</u>) 第2条に規定する高等学校等をいう。) (以下「<u>他校</u>」<u>という。</u>) から市立高等学校に転学し、若しくは市立高等学校に編入学し、若しくは再入学し、又は市立高等学校から他校に転学し、若しくは市立高等学校を退学した者に係る当該学年における授業料の額は、<u>別表市立高等学校の項に掲げる授業料の額を12で除して得た額</u> (以下「<u>授業料月額</u>」<u>という。</u>) に、当該者が当該学年において市立高等学校に在学する日の属する月の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、学年の中途において市立幼稚園以外の幼稚園</u> (以下「<u>他園</u>」<u>という。</u>) から市立幼稚園に転園し、又は市立幼稚園から他園に転園し、若しくは市立幼稚園を退園した者に係る当該学年における保育料の額は、<u>別表市立幼稚園の項に掲げる保育料の額を12で除して得た額</u> (以下「<u>保育料月額</u>」<u>という。</u>) に、当該者が当該学年におい</p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>尼崎市立学校</u> (以下「<u>市立学校</u>」<u>という。</u>) の授業料等 (<u>高等学校</u> にあつては授業料、入学考査料及び入学料、<u>幼稚園</u> にあつては保育料及び入園料をいう。以下同じ。) について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(授業料等の徴収)</p> <p>第2条 <u>市立学校に入学しようとする者、入学若しくは入園を許可された者又は入学し、若しくは入園した者からは、別表に定める額の授業料等を徴収する</u></p> <p>2 <u>授業料等のうち、入学考査料は、高等学校において入学願書を受理する際徴収し、入学料及び入園料は、それぞれ市立学校に入学し、又は入園する際徴収し、授業料及び保育料は、別表に定める額を12で除して得た額を、その月分として、毎月末日までに徴収する。ただし、尼崎市教育委員会</u> (以下「<u>教育委員会</u>」<u>という。</u>) が特に必要があると認めるときは、<u>翌月以降に徴収すべき月分を併せて徴収することができる。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定による授業料の徴収は、高等学校に在学する者のうち既に学校教育法</u> (昭和22年法律第26号) に規定する高等学校又は中等教育学校 (後期課程に限る。) その他これらと同等であると認められる学校を卒業し、又は修了したことがある者に対するのみ行うものとする。</p>

て市立幼稚園に在園する日の属する月の月数を乗じて得た額とする。

(授業料の徴収)

第3条 授業料は、授業料月額を1月分として、市立高等学校に在学する日の属する月の月分を当該市立高等学校に在学する者（以下「生徒」という。）又は在学していた者から徴収する。

2 前項の規定により徴収される授業料の納付期限は、次表の中欄に掲げる月分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、当該授業料のうち教育委員会規則で定めるものの納付期限は、教育委員会規則で定める。

期別	月 分	納付期限
第1期	4月から6月までの各月分	6月30日
第2期	7月から9月までの各月分	9月30日
第3期	10月から12月までの各月分	翌年の1月4日
第4期	1月から3月までの各月分	2月末日

3 就学支援金支給法第4条の規定により就学支援金（就学支援金支給法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）の支給を受ける資格の認定の申請をした者がその認定（就学支援金支給法第4条に規定する認定をいう。以下「受給資格認定」という。）を受けた場合において、本市が当該受給資格認定に係る月分の授業料として就学支援金支給法第7条の規定により就学支援金を受領したときは、当該就学支援金は、当該月分の授業料の納付期限（前項本文に規定する納付期限をいう。）において同条の規定により当該月分の授業料の徴収債権の弁済に充てられたものとみなす。

(入学考査料等の徴収)

(授業料等の還付)

第3条 既に徴収した授業料等は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない

第4条 入学考査料は、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、市立高等学校に入学（転学、編入学及び再入学を含む。）をしようとする者が提出する入学願書を受理する際に、当該者から徴収する。

2 入学料は、市立高等学校への入学（編入学及び再入学を含む。以下この項において同じ。）を許可された者が当該市立高等学校に入学をする際に、当該者から徴収する。

（保育料等の徴収）

第5条 保育料は、毎月末日までに、保育料月額をその月分として市立幼稚園に在園する者（以下「園児」という。）又は在園していた者から徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、翌月以後に徴収すべき月分の保育料を同項の規定による徴収と併せて徴収することができる。

3 入園料は、市立幼稚園への入園を許可された者が当該市立幼稚園に入園する際に、当該者から徴収する。

（授業料等の減免）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより、授業料等を減免することができる。

(1) 生徒又は園児が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（同法第17条に規定する生業扶助として高等学校等就学費の給付を受けている者及び就学支援金の受給資格認定を受けている者を除く。）であるとき。

(2) 生徒がその在学する市立高等学校の長から休学の許可を、園児がその在園する市立幼稚園の長から休園の許可を受けたとき。

(3) その他教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるとき。

（授業料等の免除）

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料等の全部又は一部を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるとき。

(2) 市立学校の長において、休学を許可したとき。

(3) その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(授業料等の還付)

第7条 既に徴収した授業料等は、還付しない。  
ただし、教育委員会規則で定める特別の理由  
があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条  
例の施行について必要な事項は、教育委員会  
規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行  
する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」とい  
う。）前から引き続き市立高等学校（この条例  
による改正後の尼崎市立学校授業料等徴収条  
例（以下「改正後の条例」という。）第1条に  
規定する市立高等学校をいう。以下同じ。）に  
在学している者及び施行日前から引き続き他  
校（改正後の条例第2条第2項に規定する他  
校をいう。以下同じ。）に在学している者で施  
行日後に当該他校（当該者が当該他校から別  
の他校に転学した場合にあっては、当該別の  
他校）から市立高等学校に転学したもの（施  
行日の前日に他校に在学し、施行日に市立高  
等学校に転学した者を含む。）に係る授業料  
（施行日以後に市立高等学校を退学し、その  
後市立高等学校に編入学し、又は再入学した  
者にあっては、その編入学し、又は再入学し  
た日の属する月以後の月分の授業料を除く。）  
の徴収については、改正後の条例第3条第1  
項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施  
行について必要な経過措置は、尼崎市教育委  
員会が定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条  
例の施行について必要な事項は、教育委員会  
が定める。

別表			
区分			金額
市立高等学校	全日制の課程	授業料（1年につき）	118,800円
		入学検査料	2,200円
		入学料	5,650円
	定時制の課程	授業料（1年につき）	32,400円
		入学検査料	950円
		入学料	2,100円
市立幼稚園		保育料（1年につき）	109,200円
		入園料	10,000円

別表			
区分			金額
高等学校	全日制の課程	授業料（1年につき）	118,800円
		入学検査料	2,200円
		入学料	5,650円
	定時制の課程	授業料（1年につき）	32,400円
		入学検査料	950円
		入学料	2,100円
幼稚園		保育料（1年につき）	109,200円
		入園料	10,000円

&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第41号	所 管	社会教育課
件 名	尼崎市社会教育委員に関する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）が制定され、社会教育法の一部が改正された。</p> <p>この改正により、社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとされたため、本市の条例を全部改正する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 尼崎市社会教育委員の委嘱の基準（第3条関係）</p> <p>委嘱の基準については、社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令で定める基準を参酌する。</p> <p>(2) 各条に見出しを付け、文言の整理をする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成26年4月1日</p>					

尼崎市社会教育委員に関する条例

改正後	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、尼崎市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 委員の定数は、12人以内とする。</p> <p>(委嘱及び任命の基準)</p> <p>第3条 委員の委嘱及び任命は、次の各号に掲げる者のうちから行うものとする。</p> <p>(1) 社会教育の関係者</p> <p>(2) 学校教育の関係者</p> <p>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市議会議員</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、尼崎市教育委員会が定める。</p>	<p>第1条 社会教育法第15条の規定に基づき本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p> <p>第2条 委員の定数は12人以内とする。</p> <p>第3条 委員の任期は2年とする。但し特別の事情があるときは、任期中でも解嘱することがある。</p> <p>補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>委員は再任する事ができる。</p> <p>第4条 この条例施行に関し必要な事項は別に教育委員会が定める。</p>

&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第42号	所 管	福祉課
件 名	尼崎市民生委員の定数を定める条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）が制定され、民生委員法（昭和23年法律第198号）の一部が改正された。</p> <p>この改正により、これまで厚生労働大臣の定める基準に従い、市長（政令市、中核市以外は都道府県知事）が定めて告示していた民生委員の定数について、厚生労働大臣の定める基準を参酌し、市（政令市、中核市以外は都道府県）の条例で定めることとされたため、新たに条例を制定する。</p> <p>2 制定内容</p> <p>民生委員の定数を857人とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成26年4月1日</p>					



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第43号	所 管	障害福祉課
件 名	尼崎市社会福祉施設等整備費補助金交付対象事業者選定委員会条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>社会福祉施設等整備費補助金交付対象事業者の選定を、本市職員以外の専門的知識を有する者に行わせることによって公平かつ適正に実施するために、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として、尼崎市社会福祉施設等整備費補助金交付対象事業者選定委員会を設置するため、新たに条例を制定する。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 設置（第1条関係）</p> <p>社会福祉施設等整備費補助金の交付を受けるべき事業者の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市社会福祉施設等整備費補助金交付対象事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を置く。</p> <p>(2) 組織（第2条関係）</p> <p>ア 委員会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条 例	番 号	議案第44号	所 管	福祉医療課
件 名	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>兵庫県福祉医療費助成事業等の見直しに伴い、老人医療費助成制度の自己負担割合及び負担限度額並びに母子家庭等医療費助成制度の所得制限及び負担限度額を変更するため、本条例の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 老人医療</p> <p>ア 低所得者Ⅰの自己負担割合を現行の1割から2割へ変更する。</p> <p>イ 低所得者Ⅱの負担限度額(月額)を外来8,000円及び入院24,600円から外来12,000円及び入院35,400円へ変更する。</p> <p>(2) 母子家庭等医療</p> <p>ア 所得制限を所得192万円未満(扶養親族1人につき38万円増)から所得19万円未満(扶養親族1人につき38万円増)へ変更する。ただし、低所得者区分の所得制限額(市民税非課税で、年金収入を加えた所得が80万円以下)は現行どおりとする。</p> <p>イ 負担限度額を外来1日600円及び入院2,400円から外来800円及び入院3,200円へ変更する。(ただし、低所得者は現行どおりの負担限度額とする。)</p> <p>(3) 法律名変更</p> <p>法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」から「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」へ変更したことに伴い、記載の法律名を変更する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 老人医療及び母子家庭等医療に係る改正については平成26年7月1日とする。</p> <p>(2) 法律名の変更に係る改正については平成26年10月1日とする。</p>					

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 所得を有しない者 その属する世帯に属する全ての者が療養の給付等が行われた月の属する年度（療養の給付等が行われた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯に属する全ての者が療養の給付等が行われた月の属する年度分の市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第3項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）の支給を受けるものについては、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定された総所得金額）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(12) 低所得者 療養の給付等が行われた</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 所得を有しない者 その属する世帯に属する全ての者が療養の給付等が行われた月の属する年度（療養の給付等が行われた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯に属する全ての者が療養の給付等が行われた月の属する年度分の市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第3項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）の支給を受けるものについては、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(12) 低所得者 療養の給付等が行われた</p>

月の属する年度分の市町村民税が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であり、療養の給付等が行われた月の属する年の前年（療養の給付等が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額及び療養の給付等が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）の合計額が800,000円以下である者をいう。

(13) 略

(受給資格)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、本市に居住する者で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。

(1) 市町村民税世帯非課税者である老人であつて、療養の給付等が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び療養の給付等が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が800,000円以下であるもの

(2)~(4) 略

(5) 母子家庭の母等であつて、その者、母子家庭の母又は父子家庭の父の保護者及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする扶養義務者がいざれも、次のいずれかに該当するもの  
ア 当該母子家庭の母等に対する療養

月の属する年度分の市町村民税が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であり、療養の給付等が行われた月の属する年の前年（療養の給付等が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び療養の給付等が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。

(13) 略

(受給資格)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、本市に居住する者で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。

(1) 市町村民税世帯非課税者である老人であつて、療養の給付等が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び療養の給付等が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であるもの

(2)~(4) 略

(5) 母子家庭の母等であつて、その者、母子家庭の母又は父子家庭の父の保護者及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする扶養義務者がいざれも、前年（当該母子家庭の母等に対する療養の給付等が行われた月が1月か

<p><u>の給付等が行われた月の属する年の前年（当該療養の給付等が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。イにおいて同じ。）の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第1項に規定する総所得金額等合計額から80,000円（同条第2項第1号、第2号、第4号又は第5号に規定する者にあつては、80,000円に、当該者の区分に応じ当該各号に掲げる額を加算した額）を控除した額をいう。）が190,000円（扶養親族等（所得税法第2条第1項第33号に規定する控除対象配偶者及び同項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者にあつては、当該扶養親族等の数に応じ、規則で定める額を加算した額）未満である者</u></p> <p><u>イ 当該母子家庭の母等に対する療養の給付等が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該療養の給付等が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が800,000円以下である者</u></p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者は、この条例による医療費の助成を受けることができない。</p> <p>4 略</p> <p>(助成額)</p> <p>第4条 <u>市長は、受給資格（前条第1項又は</u></p>	<p><u>ら6月までの場合にあつては、前々年）の所得が1,920,000円（扶養親族等（所得税法第2条第1項第33号に規定する控除対象配偶者及び同項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者にあつては、当該扶養親族等の数に応じ、規則で定める額を加算した額）未満であるもの</u></p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者は、この条例による医療費の助成を受けることができない。</p> <p>4 略</p> <p>(助成額)</p> <p>第4条 <u>本市は、受給資格（前条第1項又は</u></p>
--	--

第2項の規定により医療費の助成を受けることができる資格をいう。以下同じ。)を有する者が疾病(精神障害者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について療養の給付等を受けたときは、次の各号に掲げる受給資格を有する者の区分に応じ、当該各号に定める額を助成する。

(1) 老人 被保険者等負担額から次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を控除した額

ア 入院以外の療養である場合 同一の月に12,000円(所得を有しない者にあつては、8,000円)を限度として、当該療養につき国民健康保険法又は第2条第8号アからオまでに掲げる法律(以下「医療保険各法」という。)の規定により算定された医療に要する費用の額の100分の20に相当する額

イ 入院療養である場合 同一の月に35,400円(所得を有しない者にあつては、15,000円)を限度として、当該入院療養につき医療保険各法の規定により算定された医療に要する費用の額の100分の20に相当する額

(2)~(4) 略

(5) 身体障害者等 被保険者等負担額から次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を控除した額(18歳に達する日の属する月の末日までの間にある者にあつては、入院療養である場合においては被保険者等負担額)

ア 略

イ 入院療養である場合 同一の月に同一の保険医療機関等について2,400円(身体障害者等、その配偶者及

第2項の規定により医療費の助成を受けることができる資格をいう。以下同じ。)を有する者が疾病(精神障害者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について療養の給付等を受けたときは、次の各号に掲げる受給資格を有する者の区分に応じ、当該各号に定める額を助成する。

(1) 老人 被保険者等負担額から当該医療につき国民健康保険法又は第2条第8号アからオまでに掲げる法律(以下「医療保険各法」という。)の規定により算定した医療に要する費用の額の100分の20(所得を有しない者に該当する場合は、100分の10)に相当する額を控除した額と高齢者の医療の確保に関する法律第84条の規定の例によるならば支給されることとなる高額療養費に相当する額とを合算した額

(2)~(4) 略

(5) 身体障害者等 被保険者等負担額から次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を控除した額(18歳に達する日の属する月の末日までの間にある者にあつては、入院療養である場合においては被保険者等負担額)

ア 略

イ 入院療養である場合 同一の月に同一の保険医療機関等について2,400円(身体障害者等、その配偶者及

<p>び当該身体障害者等と生計を一にする扶養義務者がいずれも低所得者に該当する場合は、1,600円)を限度として、<u>当該入院療養</u>につき医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定により<u>算定された</u>医療に要する費用の額の100分の10に相当する額。ただし、保険医療機関等において連続して4月以上入院した場合には、4月以後の月分については、当該100分の10に相当する額を控除しないものとする。</p> <p>(6) 母子家庭の母等 前号中「18歳に達する日の属する月の末日までの間にある者」とあるのは「乳児等」と、同号ア中「<u>600円(身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等)</u>とあるのは「<u>800円(母子家庭の母等及び母子家庭の母又は父子家庭の父)</u>」と、同号イ中「<u>2,400円(身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等)</u>とあるのは「<u>3,200円(母子家庭の母等及び母子家庭の母又は父子家庭の父)</u>」として、同号の規定の例により<u>算定された額</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第3号ア(イ)又は第5号(同項第6号の規定によりその例によることとされる場合を含む。次項において同じ。)に掲げる被保険者等負担額から控除する額が被保険者等負担額を超えるときは、当該控除する額は被保険者等負担額とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 市長は、同一の月において、第1項の規定により同項第1号の規定を適用して決</p>	<p>び当該身体障害者等と生計を一にする扶養義務者がいずれも低所得者に該当する場合は、1,600円)を限度として、<u>当該医療</u>につき医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定により<u>算定した</u>医療に要する費用の額の100分の10に相当する額。ただし、保険医療機関等において連続して4月以上入院した場合には、4月以後の月分については、当該100分の10に相当する額を控除しないものとする。</p> <p>(6) 母子家庭の母等 前号中「18歳に達する日の属する月の末日までの間にある者」とあるのは「乳児等」と、同号ア及びイ中「<u>身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等</u>」とあるのは「<u>母子家庭の母等及び母子家庭の母又は父子家庭の父</u>」として、同号の規定の例により<u>算定した額</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項第1号、第3号ア(イ)</u>又は第5号(同項第6号の規定によりその例によることとされる場合を含む。次項において同じ。)に掲げる被保険者等負担額から控除する額が被保険者等負担額を超えるときは、当該控除する額は被保険者等負担額とする。</p> <p>4 略</p>
--	--

定された額を助成したならば老人及びその属する世帯に属する当該老人以外の老人が負担することとなる額の合計額が35,400円（これらの老人が所得を有しない者に該当する場合は、15,000円）を超えるときは、同項の規定による助成とは別に、その超える額の範囲内で別に定める額をこれらの老人に助成することができる。

6 市長は、受給資格を有する老人、児童、生徒、身体障害者等又は母子家庭の母等について、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、被保険者等負担額を助成することができる。

#### 付 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項第5号及び第4条第1項第6号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第4条第1項第1号及び第5項の規定は、施行日以後に65歳に達する者について適用する。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

5 市長は、受給資格を有する老人、児童、身体障害者等又は母子家庭の母等について、失業等による収入の著しい減少その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、被保険者等負担額を助成することができる。



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第45号	所 管	公害健康補償課
件 名	尼崎市公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）が制定され、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）の一部が改正された。</p> <p>この改正により、公害健康被害認定審査会の委員の定数の上限が廃止され、地域の実情に合った数の範囲で任命することとされたため、規定の整備を行うとともに、併せて所要の文言整理等を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 公害健康被害認定審査会の委員定数 現行の12人以内とする。</p> <p>3 施行期日 平成26年4月1日</p>					

尼崎市公害健康被害認定審査会条例

改正後	現 行
<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111条。以下「法」という。)第45条第3項の規定に基づき、<u>尼崎市公害健康被害認定審査会</u>(以下「審査会」という。)の組織、運営その他審査会について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第2条 <u>審査会は、委員12人以内で組織する。</u></p> <p>2 <u>委員は、法第45条第1項に規定する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 1 略</p> <p>2 <u>委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 <u>審査会に会長及び副会長を置く。</u></p> <p>2 <u>会長及び副会長は、委員の互選により定める。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第5条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 <u>審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>2 <u>審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p>(意見の聴取等)</p> <p>第7条 <u>審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴</u></p>	<p>(この条例の趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第44条の規定により設置する<u>尼崎市公害健康被害認定審査会</u>(以下「審査会」という。)の組織、運営その他審査会について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第2条 1 略</p> <p>2 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第3条 <u>審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第4条 略</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 <u>審査会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p>2 <u>審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p>(意見の聴取等)</p> <p>第6条 <u>審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴</u></p>

<p>き、又は<u>必要な説明若しくは資料の提出を</u>求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この条例に定めるもののほか、<u>審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。</u></p> <p>付則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 最初に招集される審査会は、<u>第5条</u>の規定にかかわらず、市長が招集する。</p>	<p>き、又は<u>資料の提出を</u>求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> この条例に定めるもののほか、<u>審査会の運営その他必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p>付則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 最初に招集される審査会は、<u>第4条</u>の規定にかかわらず、市長が招集する。</p>
--	---



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第46号	所 管	青少年課
件 名	尼崎市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）が制定され、地方青少年問題協議会法の一部が改正された。</p> <p>この改正により、青少年問題協議会の会長及び委員の資格要件に係る規定が廃止されたため、新たに会長の選出方法や関係行政機関の相互連絡調整を担うために本市関係職員を追加するなどの改正を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 協議会の委員（第2条関係） 委員の数を「20人以内」から「25人以内」に改め、本市関係職員を追加する。</p> <p>(2) 会長の選出（第4条関係） 会長の選出方法について、委員の互選により定めることを規定する。</p> <p>(3) 部会の設置（第7条関係） 必要に応じ、部会を設置することを規定する。</p> <p>3 施行期日 平成26年4月1日</p>					

尼崎市青少年問題協議会条例

改正後	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号) <u>第1条の規定に基づき</u>、市長の附属機関として、尼崎市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、<u>委員25人以内で組織する。</u></p> <p>2 委員は、<u>次の各号に掲げる者のうちから</u>市長が委嘱し、又は<u>任命する。</u></p> <p>(1) <u>学識経験者</u></p> <p>(2) <u>市議会議員</u></p> <p>(3) <u>関係地方行政機関の職員</u></p> <p>(4) <u>本市関係職員</u></p> <p>3 <u>前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に特別委員を置くことができる。</u></p> <p>4 <u>特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>5 <u>特別委員は、第3項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</u></p> <p>2 <u>委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 <u>協議会に会長及び副会長を置く。</u></p> <p>2 <u>会長及び副会長は、委員の互選により定める。</u></p> <p>3 <u>会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p>4 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号) <u>に基づき</u>、市長の附属機関として、尼崎市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 協議会は、<u>会長及び委員20人以内で組織する。</u></p> <p>2 委員は、次に掲げる者の<u>中から</u>市長が委嘱し、又は<u>命ずる。</u></p> <p>(1) <u>市議会議員</u></p> <p>(2) <u>関係行政機関の職員</u></p> <p>(3) <u>学識経験者</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 <u>前条第2項第3号の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 <u>会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p>2 <u>協議会に副会長1人を置き委員の互選によってこれを定める。</u></p> <p>3 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</u></p>

<p>(招集)</p> <p>第5条 協議会は、会長が<u>招集し、会議の議長となる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(会議)</u></p> <p>第6条 協議会は、委員<u>(特別委員を含む。以下同じ。)</u>の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>2 協議会の議事は、<u>出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p><u>(部会)</u></p> <p>第7条 協議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、<u>部会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>部会は、会長が指名する委員で組織する。</u></p> <p>3 <u>部会に部会長及び副部会長を置き、部会長はその部会に属する委員のうちから会長が、副部会長は部会長が指名する。</u></p> <p>4 <u>第4条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項中「委員(特別委員を含む。以下同じ。)」とあるのは「部会に属する委員」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(意見の聴取等)</u></p> <p>第8条 協議会及び部会は、必要があると認めるときは、<u>委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>(幹事)</u></p> <p>第9条 協議会に幹事若干人を置く。</p> <p>2 <u>幹事は、委員の属する関係地方行政機関の職員及び本市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第5条 協議会は、会長が<u>招集する。</u></p> <p><u>(専門委員)</u></p> <p>第6条 協議会に専門事項を調査させるため<u>必要があるときは、専門委員を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者の中から市長が委嘱する。</u></p> <p><u>(定足数及び表決)</u></p> <p>第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>2 協議会の議事は、<u>出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p>
---	--

<p>3 <u>幹事は、委員を補佐して、担当事務を処理し、又は会務に従事する。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> この条例に定めるもののほか、<u>協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</u></p> <p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(招集の特例)</u></p> <p><u>2</u> <u>最初に招集される協議会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この条例に定めるもののほか、<u>必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
---	---

&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第47号	所 管	窓口担当
件 名	尼崎市営葬儀に関する条例を廃止する条例について				
内 容					
1	<p>廃止理由</p> <p>市民ニーズが多様化する中で、簡素で低廉かつ厳粛な葬儀の効率的な実施や、祭壇の更新経費の縮減を図るため、市が規格した葬儀を業者の祭壇を使用して実施する規格葬儀へ移行することに伴い、当該条例を廃止する。</p>				
2	<p>現行規定内容</p> <p>簡素で低廉かつ厳粛な葬儀を市民に提供し、市民生活の改善に資するため、葬儀用祭壇を市営葬儀施設として設置する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成26年7月1日</p>				

## 尼崎市営葬儀に関する条例

### 現 行

(この条例の趣旨)

第1条 尼崎市営葬儀に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市に尼崎市営葬儀施設（以下「市営葬儀施設」という。）を設置する。

2 市営葬儀施設は、葬儀用祭壇とする。

(使用の許可)

第3条 市営葬儀施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、当該申請が次に掲げる一に該当する場合に行うものとする。

(1) 死亡の際市内に居住していた者の葬儀を市内で行うとき。

(2) 葬儀を行う者が市内に居住し、葬儀を市内で行うとき。

(使用料)

第4条 前条の規定により使用の許可を受けた者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、市営葬儀施設について必要な事項は、規則で定める。

別表

種 別	使 用 料
雪	112,000円
月	90,000円
花	43,000円

摘要 使用料には、葬儀用祭壇の飾付け、納棺等遺体の取扱い及び式事の執行に対するものを含む。

&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第48号	所 管	建築指導課
件 名	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律(平成25年法律第25号)が制定され、エネルギーの使用の合理化に関する法律の題名が改正されることから、同法の題名を引用している規定について所要の整備を行う。</p> <p>2 改正内容 第2条第1項第67号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。</p> <p>3 施行期日 平成26年4月1日</p>					

尼崎市建築物等関係事務手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(66) 略</p> <p>(67) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下「新築等計画」という。)の認定の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関(イからエまでのいずれかに該当する場合にあっては、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関(以下「指定確認検査機関」という。)であるものに限る。)又は<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)</u>第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(業として建築物を設計し、若しくは販売し、若しくは建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物を新築する建設工事を請け負う者に支配されていない者に限る。以下「登録建築物調査機関」という。)が、新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下「低炭素建築物基準」という。)に適合することを確認した旨を証する書面が添付されているものに限る。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(68)～(71) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(66) 略</p> <p>(67) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下「新築等計画」という。)の認定の申請(申請書に、登録住宅性能評価機関(イからエまでのいずれかに該当する場合にあっては、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関(以下「指定確認検査機関」という。)であるものに限る。)又は<u>エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)</u>第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(業として建築物を設計し、若しくは販売し、若しくは建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物を新築する建設工事を請け負う者に支配されていない者に限る。以下「登録建築物調査機関」という。)が、新築等計画が低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下「低炭素建築物基準」という。)に適合することを確認した旨を証する書面が添付されているものに限る。)に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(アからエまでのうち2以上に該当するときは、その該当するものに定める額の合計額)</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(68)～(71) 略</p> <p>2～4 略</p>

&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第49号	所 管	住宅管理担当
件 名	尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>総合センターの施設の集約化に向けた取り組みを進める中で、神崎住宅駐車を神崎住宅南側の遊休地に移転するとともに、現上ノ島保育所の敷地の一部と、その南側にある上ノ島第2住宅駐車場等の土地を活用し、民間社会福祉法人により、新たに保育園を建設するにあたり、上ノ島第2住宅駐車を廃止するため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>2 改正内容</p> <p>別表第2について、次のとおり改正する。</p> <p>(1) 神崎住宅駐車を神崎住宅南側の遊休地南側及び遊休地北側に移転するため、神崎住宅駐車の位置を「尼崎市次屋3丁目」から「尼崎市神崎町」に改める。</p> <p>(2) 上ノ島第2住宅駐車を廃止するため、上ノ島第2住宅駐車の項を削除する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成26年4月1日</p> <p>ただし、上記2(2)に係る改正については公布の日とする。</p>					

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例

改正後		現 行	
別表第 2		別表第 2	
名 称	位 置	名 称	位 置
神崎住宅駐車場	<u>尼崎市神崎町</u>	神崎住宅駐車場	<u>尼崎市次屋 3 丁目</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>上ノ島第 2 住宅駐車場</u>	<u>尼崎市南塚口町 8 丁目</u>

&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第50号	所 管	公園課
件 名	尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）等の制定により、消費税及び地方消費税の税率が改正されること等に伴い、魚釣施設等の使用料に係る消費税及び地方消費税相当額を改正する。</p> <p>なお、利用料金の改定にあたっては、指定管理者からの申請に基づき、引上げ率が消費税の引上げ率の範囲内となるよう設定する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>指定管理者が収入する利用料金を別表第1及び別表第2に定める額並びに別表第3に定める額に105分の108を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成26年4月1日</p>					

尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例

改正後

(利用料金)

第19条 第13条の規定により指定管理者に魚釣施設等の管理を行わせる場合にあつては、有料施設等のうち軟式野球場以外のものを利用しようとする者又は第6条第1項の許可（魚釣施設、駐車場又は管理棟においてする行為に係るものに限る。第4項において同じ。）を受けて当該行為をしようとする者は、その利用又は当該行為に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額並びに別表第3に定める額に105分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料金は、有料施設等のうち軟式野球場以外のものの利用にあつてはその利用の際に、第6条第1項の許可に係る行為（以下「許可行為」という。）にあつては当該許可の際に徴収する。ただし、釣りをを行うために魚釣施設を利用した場合の超過使用料に相当する利用料金は魚釣施設からの退場の際に、駐車場を利用する場合の利用料金は自動車を駐車場から出庫させる際に、許可行為に係る利用料金について市長が別に納期を定めた場合の当該利用料金はその別に定めた納期に徴収する。

5 略

別表第1

有料施設等の名称		利用区分		単 位		金 額
魚釣施設	展望台 連絡橋 釣台	釣り以外に利用する場合		1人1回	大人	205円
					小人	102円
		釣りをを行うために 利用する場合	基本使用料	1人1回4時間以内	大人	822円
					小人	411円
			超過使用料	1人4時間を超える1 時間ごとに	大人	205円
					小人	102円
軟式野球場				1時間	2,500円	
付属設備のうち、規則 で定めるもの				1件1回	500円	
摘要 略						

現 行

(利用料金)

第19条 第13条の規定により指定管理者に魚釣施設等の管理を行わせる場合にあつては、有料施設等のうち軟式野球場以外のものを利用しようとする者又は第6条第1項の許可（魚釣施設、駐車場又は管理棟においてする行為に係るものに限る。第4項において同じ。）を受けて当該行為をしようとする者は、その利用又は当該行為に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料金は、有料施設等のうち軟式野球場以外のものの利用にあつてはその利用の際に、第6条第1項の許可に係る行為にあつては当該許可の際に徴収する。ただし、釣りをを行うために魚釣施設を利用した場合の超過使用料に相当する利用料金は魚釣施設からの退場の際に、駐車場を利用する場合の利用料金は自動車を駐車場から出庫させる際に徴収する。

5 略

別表第1

有料施設等の名称		利用区分		単 位		金 額
魚釣施設	展望台 連絡橋 釣台	釣り以外に利用する場合		1人1回	大人	200円
					小人	100円
		釣りをを行うために 利用する場合	基本使用料	1人1回4時間以内	大人	800円
					小人	400円
			超過使用料	1人4時間を超える1 時間ごとに	大人	200円
					小人	100円
軟式野球場				1時間	2,500円	
付属設備のうち、規則 で定めるもの				1件1回	500円	
摘要 略						

別表第2

施設の名称	種別	駐車時間	金額
駐車場	大型自動車以外の 自動車	1時間以上6時間未満	<u>514円</u>
		6時間以上7時間未満	<u>617円</u>
		7時間以上8時間未満	<u>720円</u>
		8時間以上	<u>822円</u>
	大型自動車	1時間以上6時間未満	<u>1,028円</u>
		6時間以上7時間未満	<u>1,234円</u>
		7時間以上8時間未満	<u>1,440円</u>
		8時間以上	<u>1,645円</u>
摘要 略			

付 則

(施行期日)

1 この条例は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市魚つり公園の設置及び管理に関する条例第19条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる許可行為（同条第4項に規定する許可行為をいう。）に係る利用料金について適用する。

別表第2

施設の名称	種別	駐車時間	金額
駐車場	大型自動車以外の 自動車	1時間以上6時間未満	<u>500円</u>
		6時間以上7時間未満	<u>600円</u>
		7時間以上8時間未満	<u>700円</u>
		8時間以上	<u>800円</u>
	大型自動車	1時間以上6時間未満	<u>1,000円</u>
		6時間以上7時間未満	<u>1,200円</u>
		7時間以上8時間未満	<u>1,400円</u>
		8時間以上	<u>1,600円</u>
摘要 略			



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第51号	所 管	行政管理課
件 名	包括外部監査契約の締結について				
内 容					
1	<p>契約の目的 平成26年4月1日から、包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること。</p>				
2	<p>包括外部監査人として契約を締結する者 加古川市加古川町溝之口151番地の1エンブレイス加古川603号 公認会計士 北本 敏</p>				
3	<p>契約の期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで</p>				
4	<p>契約の金額 14,482,800円を上限とする額</p>				
5	<p>契約の方法 随意契約</p>				
6	<p>主な選定理由</p> <p>(1) 平成24年度及び平成25年度の包括外部監査において、契約に基づき忠実に業務を遂行するとともに、公認会計士としての専門性を活用する中で有効な監査結果をまとめた。</p> <p>(2) 平成26年度の包括外部監査に対しても意欲的であり、次年度においては、本市における監査実績を踏まえ、より効率的・効果的な監査の実施が期待できる。</p>				



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第52号	所 管	学校計画担当
件 名	工事請負契約の変更について（城内高校校舎改修等工事）				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>工事を進めていく途中で、仕上材等を撤去したところ、躯体の劣化及び欠損等が認められ、次の工程に進む前に躯体を補修する必要があることから設計変更を行うもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>大阪市浪速区難波中3丁目5番19号 南海辰村・鍵田共同企業体 代表者 南海辰村建設株式会社 代表取締役 猪崎 光一</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 974,400,000円（※金額は消費税等相当額5%を含む。） 変更後 1,063,399,560円（※金額は消費税等相当額5及び8%を含む。） 増 額 88,999,560円（※金額は消費税等相当額8%を含む。）</p>				
4	<p>変更内容</p> <p>(1) 躯体部分欠損補修等 (2) 外壁のひび割れ補修等</p>				
5	<p>契約工期</p> <p>変更前 平成24年12月25日から平成26年3月20日まで 変更後 平成24年12月25日から平成26年7月31日まで 延 長 133日間</p>				



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第53号	所 管	学校計画担当
件 名	工事請負契約の変更について（城内高校校舎改修等工事のうち機械設備工事）				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>既存南棟内にある空調用配管等の保温材及び配管接続部のシール材についてアスベスト含有調査を実施した結果、アスベストが含有していることが判明し、法律に基づき適正に撤去、処分を行う必要が生じたことに加え、地域住民より騒音の苦情に関する要望があり、夜間の騒音発生源となり得る空調室外機に防音パネルを設置する必要が生じたことから設計変更を行うもの。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市西本町2丁目5番地 株式会社竹内工業所 代表取締役 竹内 英正</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 256,200,000円（※金額は消費税等相当額5%を含む。） 変更後 271,193,640円（※金額は消費税等相当額5及び8%を含む。） 増 額 14,993,640円（※金額は消費税等相当額8%を含む。）</p>				
4	<p>変更内容</p> <p>(1) 空調配管の保温材に含有するアスベストの除去処分 (2) 空調室外機に防音パネルを設置</p>				
5	<p>契約工期</p> <p>変更前 平成24年12月25日から平成26年3月20日まで 変更後 平成24年12月25日から平成26年7月31日まで 延 長 133日間</p>				



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第54号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約について（浜田小学校北東棟改築等工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市塚口町1丁目10番地の5 株式会社吉川組 代表取締役 吉川 壽一				
2	契約金額 690,120,000円（※ 金額は消費税等相当額8%を含む。）				
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 平成25年12月24日				
5	工事内容 北東棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 敷地面積 21,766.64平方メートル 建築面積 874.87平方メートル 延べ面積 2,600.94平方メートル （主な諸室）特別教室（理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、コンピュータ教室、図書室）、多目的スペース 北西棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 2,533平方メートル 主な工法 鉄骨ブレース工法 体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り） 2階建て 1棟 延べ面積 919平方メートル 主な工法 鉄骨水平ブレース補強 給食室棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 平屋建て 1棟 延べ面積 220平方メートル 主な工法 開口閉塞 既存校舎等解体工事（北東棟、機械室棟等）、既存校舎改修工事（北西棟、南棟等）、 屋外付帯工事（外構等）				
6	工期 契約締結の日から平成28年3月20日まで				



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第55号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約について（園田小学校北棟改築等工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市玄番南之町4番地 柄谷・昌平共同企業体 代表者 株式会社柄谷工務店 代表取締役 柄谷 順一郎				
2	契約金額 953,532,000円（※ 金額は消費税等相当額8%を含む。）				
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 平成25年12月18日				
5	工事内容 北棟改築工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 敷地面積 18,851.27平方メートル 建築面積 1,131.43平方メートル 延べ面積 4,368.78平方メートル （主な諸室）特別教室（理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室）、多目的スペース 体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り） 2階建て 1棟 延べ面積 890平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強 給食室棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 平屋建て 1棟 延べ面積 297平方メートル 主な工法 開口閉塞 既存校舎等解体工事（北棟、北便所棟等） 既存校舎改修工事（中棟、南棟等） 屋外付帯工事（外構等）				
6	工期 契約締結の日から720日間				



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第56号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当														
件 名	工事請負契約について（園田小学校北棟改築等工事のうち機械設備工事）																		
内 容																			
1	契約の相手方 尼崎市椎堂1丁目2番6号 三協設備株式会社 代表取締役 永井 俊彦																		
2	契約金額 139,860,000円（※ 金額は消費税等相当額8%を含む。）																		
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）																		
4	開札年月日 平成25年12月24日																		
5	工事内容 機械設備工事 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>空調設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>換気設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>衛生器具設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>給水設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>排水設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>給湯設備工事</td><td>一式</td></tr> <tr><td>消火設備工事</td><td>一式</td></tr> </table>					空調設備工事	一式	換気設備工事	一式	衛生器具設備工事	一式	給水設備工事	一式	排水設備工事	一式	給湯設備工事	一式	消火設備工事	一式
空調設備工事	一式																		
換気設備工事	一式																		
衛生器具設備工事	一式																		
給水設備工事	一式																		
排水設備工事	一式																		
給湯設備工事	一式																		
消火設備工事	一式																		
6	工期 契約締結の日から720日間																		



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第57号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約について（武庫中学校南棟耐震補強等工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市七松町2丁目27番23号 株式会社オカモト・コンストラクション・システム 代表取締役 岡本 征夫				
2	契約金額 258,120,000円（※ 金額は消費税等相当額8%を含む。）				
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 平成25年12月24日				
5	工事内容 南棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 3,887平方メートル 主な工法 鉄骨ブレース工法 北西棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 539平方メートル 主な工法 鉄骨ブレース工法 体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り） 2階建て 1棟 延べ面積 1,079平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強 技術室棟改築工事 鉄骨造り 平屋建て 1棟 建築面積 271.94平方メートル 延べ面積 264平方メートル 耐震補強等工事に伴う電気設備工事 〃 機械設備工事				
6	工期 契約締結の日から300日間				

## 開 札 結 果 表

		開札年月日	平成25年12月24日
件 名	武庫中学校南棟耐震補強等工事		
落 札 者 名	(株)オカモト・コンストラクション・システム	落 札 金 額	239,000,000円
予 定 価 格	274,730,000円	最低制限価格	233,520,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額 (円)	第2回目入札金額 (円)	
(株)オカモト・コンストラクション・システム	239,000,000		
大松建設(株)	247,600,000		
(株)柄谷工務店	249,800,000		
(株)三田工務店	305,000,000	※予定価格超過	
海月建設(株)	辞退		
(株)吉川組	辞退		
宮崎建設(株)	辞退		
クサカ建設(株)	辞退		

(※ 金額は消費税等相当額8%を含まない。)

&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第58号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約の変更について（立花中学校北棟等耐震補強工事）				
内 容					
1	<p>変更理由</p> <p>平成24年度公共工事設計労務単価を適用して設計を行っている当該工事について、労務単価の上昇を受け、技能労働者の適切な賃金水準を確保するため、平成25年度公共工事設計労務単価を適用することに伴い、契約金額を増額する必要性が生じたため。</p>				
2	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市玄番南之町4番地 株式会社柄谷工務店 代表取締役 柄谷 順一郎</p>				
3	<p>契約金額</p> <p>変更前 270,900,000円（※ 金額は消費税等相当額5%を含む。）            変更後 276,014,550円（※ 金額は消費税等相当額5%を含む。）            増 額 5,114,550円（※ 金額は消費税等相当額5%を含む。）</p>				
4	<p>変更内容</p> <p>平成25年度公共工事設計労務単価の適用</p>				
5	<p>契約工期</p> <p>平成25年8月2日から平成26年3月20日まで（変更なし）</p>				



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第59号	所 管	生活衛生課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市墓園）				
内 容					
<p>1 施設名・所在地</p> <p>(1) 尼崎市弥生ヶ丘墓園 尼崎市弥生ヶ丘町</p> <p>(2) 尼崎市西難波墓園 尼崎市西難波町2丁目</p> <p>2 指定管理者</p> <p>尼崎市東海岸町1番地の120</p> <p>公益財団法人尼崎環境財団</p> <p>理事長 岩田 強</p> <p>3 指定期間</p> <p>平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）</p> <p>4 指定理由</p> <p>墓園については、施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが欠かせず、その継続性が求められるため、公益財団法人尼崎環境財団を非公募で指定管理者として指定するものである。</p>					



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第60号	所 管	生活衛生課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立弥生ヶ丘斎場）				
内 容					
1	施設名・所在地 尼崎市立弥生ヶ丘斎場 尼崎市弥生ヶ丘町1番1号				
2	指定管理者 尼崎市東海岸町1番地の120 公益財団法人尼崎環境財団 理事長 岩田 強				
3	指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）				
4	指定期間 弥生ヶ丘斎場については、施設の運営において、幅広い知識、経験やノウハウが欠かせず、その継続性が求められるため、公益財団法人尼崎環境財団を非公募で指定管理者として指定するものである。				



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第61号	所 管	保育課
件 名	工事請負契約について（塚口保育所改築工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市玄番南之町4番地 カラタニエンジニアリング株式会社 代表取締役 柄谷 順一郎				
2	契約金額 194,184,000円（※ 金額は消費税等相当額8%を含む。）				
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 平成26年1月24日				
5	工事内容 保育所改築工事 鉄骨造り 2階建て 1棟 敷地面積 1,126.31平方メートル 建築面積 581.54平方メートル 延べ面積 991.60平方メートル （主な諸室）保育室、事務室、医務室、相談室、地域子育て室、一時預かり室、調理室 屋外付帯工事（駐輪場、プール、砂場など）				
6	工期 契約締結の日から270日間				

## 開 札 結 果 表

		開札年月日	平成26年1月24日
件 名	塚口保育所改築工事		
落 札 者 名	カラタニエンジニアリング(株)	落 札 金 額	179,800,000円
予 定 価 格	208,450,000円	最低制限価格	177,182,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額 (円)	第2回目入札金額 (円)	
カラタニエンジニアリング(株)	179,800,000		
(株)松善工務店	187,000,000		
(株)オカモト・コンストラクション・システム	187,000,000		
大松建設(株)	194,400,000		
柏野建設(株)	227,220,000	※予定価格超過	
宮崎建設(株)	161,300,000	※最低制限価格抵触	
海月建設(株)	辞退		
(株)吉川組	辞退		
港礎興業(株)	辞退		

(※ 金額は消費税等相当額8%を含まない。)

&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第62号	所 管	後期高齢者医療制度担当
件 名	兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について				
内 容					
1	<p>協議理由</p> <p>兵庫県後期高齢者医療広域連合の執行機関を強化し、より安定的な制度運営を行うにあたり、副広域連合長の定数を増加するため、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、兵庫県内のすべての市町と協議する。</p>				
2	<p>協議内容</p> <p>第11条第1項中、副広域連合長の定数を「1人」から「2人」に改める。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67条）第291条の3第1項の規定に基づく兵庫県知事の許可を受けた日</p>				

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約

改正後	現 行
<p>(広域連合長等の組織)</p> <p>第 1 1 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 <u>2人</u> を置く。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(広域連合長等の組織)</p> <p>第 1 1 条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長 <u>1人</u> を置く。</p> <p>2・3 略</p>

&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第63号	所 管	農政課
件 名	尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について				
内 容					
1	趣旨 尼崎市農業共済条例第5条第2項の規定により、平成26年度の農業共済事業における賦課総額及び賦課単価を定めるため、議決を求めるもの。				
2	賦課総額 112千円				
3	賦課単価 水稲共済割1kg当たり0.77円				
【参考】					
尼崎市農業共済条例（抄） （事務費の賦課）					
第5条 本市は、毎会計年度、本市が共済事業を行うため必要とする事務費予定額から法第14条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び兵庫県農業共済組合連合会から本市に賦課された賦課金の支払に充てる費用を本市との間に共済関係の存する者に賦課するものとする。					
2	前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価は、市長が議会の議決を経て定める。				
	(1) 水稲共済割				
	(2)～(7) 略				







&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第65号	所 管	道路課
件 名	市道路線の認定及び廃止について				
内 容					
1	理由 道路法第8条第2項（同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、市道路線を認定及び廃止するため、議決を求めるもの。				
2	対象路線				
	(1) 認定しようとする路線				
	路 線 名		起 点 ～ 終 点		
	市 道 第 8 3 9 号 線		弥生ヶ丘町17-43 ～同17-20		
	市 道 第 8 4 0 号 線		弥生ヶ丘町17-31 ～同17-21		
	市 道 第 8 4 1 号 線		額田町8-54 ～同8-44		
	市 道 第 8 4 2 号 線		常光寺2丁目31-10～同31-3		
	市 道 第 8 4 3 号 線		常光寺2丁目31-8 ～同31-13		
	(2) 廃止しようとする路線				
	路 線 名		起 点 ～ 終 点		
	上ノ島第2号 高松地元線5号枝線		南塚口町8丁目658 ～同651		



&lt;平成26年2月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第66号	所 管	河港・21世紀の森推進課																																																
件 名	市有地の売払いについて																																																				
内 容																																																					
1	<p>売払いの目的            尼崎の森中央緑地内の市有地を都市公園として整備される事業用地として売払うため。</p>																																																				
2	<p>売払いの市有地の概要</p> <p>(1) 市有地の所在地、地目及び面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地番</th> <th>地 目</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尼崎市扇町34番</td> <td>雑種地</td> <td>10,376.89㎡</td> </tr> <tr> <td>尼崎市扇町35番</td> <td>雑種地</td> <td>7,659.70㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>18,036.59㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市有地の状況            尼崎21世紀の森構想における先導整備地区の拠点地区に位置し、平成9年2月に尼崎市土地開発公社が同和鉱業(株)(現DOWAホールディングス(株))から取得し、平成22年12月に尼崎市が買入れた土地で、その後換地処分のあったものである。</p> <p>(3) 売払いの金額            1,340,118,637円(㎡当たり74,300円)</p>					所在地番	地 目	面 積	尼崎市扇町34番	雑種地	10,376.89㎡	尼崎市扇町35番	雑種地	7,659.70㎡	合 計		18,036.59㎡																																				
所在地番	地 目	面 積																																																			
尼崎市扇町34番	雑種地	10,376.89㎡																																																			
尼崎市扇町35番	雑種地	7,659.70㎡																																																			
合 計		18,036.59㎡																																																			
3	<p>売払いの相手方            神戸市中央区下山手通4丁目18番2号            兵庫県土地開発公社 理事長 藤田 隆司</p>																																																				
4	<p>その他            本議決案件を含む売払う土地全体について(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地番</th> <th>面 積</th> <th>売払いの金額</th> <th>売払先</th> <th>事業目的</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扇町34番</td> <td>10,376.89</td> <td>771,002,927</td> <td>県公社</td> <td>都市公園</td> <td>議決対象</td> </tr> <tr> <td>扇町35番</td> <td>7,659.70</td> <td>569,115,710</td> <td>県公社</td> <td>都市公園</td> <td>議決対象</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>18,036.59</td> <td>1,340,118,637</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>扇町36番1</td> <td>2,857.61</td> <td>212,320,423</td> <td>兵庫県</td> <td>港湾緑地</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>扇町36番2</td> <td>3,872.36</td> <td>287,716,348</td> <td>県公社</td> <td>港湾緑地</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>6,729.97</td> <td>500,036,771</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>24,766.56</td> <td>1,840,155,408</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					所在地番	面 積	売払いの金額	売払先	事業目的	その他	扇町34番	10,376.89	771,002,927	県公社	都市公園	議決対象	扇町35番	7,659.70	569,115,710	県公社	都市公園	議決対象	小 計	18,036.59	1,340,118,637	—	—	—	扇町36番1	2,857.61	212,320,423	兵庫県	港湾緑地	—	扇町36番2	3,872.36	287,716,348	県公社	港湾緑地	—	小 計	6,729.97	500,036,771	—	—	—	合 計	24,766.56	1,840,155,408	—	—	—
所在地番	面 積	売払いの金額	売払先	事業目的	その他																																																
扇町34番	10,376.89	771,002,927	県公社	都市公園	議決対象																																																
扇町35番	7,659.70	569,115,710	県公社	都市公園	議決対象																																																
小 計	18,036.59	1,340,118,637	—	—	—																																																
扇町36番1	2,857.61	212,320,423	兵庫県	港湾緑地	—																																																
扇町36番2	3,872.36	287,716,348	県公社	港湾緑地	—																																																
小 計	6,729.97	500,036,771	—	—	—																																																
合 計	24,766.56	1,840,155,408	—	—	—																																																



別 図

